

苦情処理等の報告について

平成21年3月12日

苦情処理調査部会

平成19年度苦情申出一覧表(1/2)

	(H19)苦情12	(H19)苦情13	(H19)苦情15
申出人	B	B	B
申出日	平成20年2月15日	平成20年2月20日	平成20年3月4日
実施機関	知事(総務部市町村課)	知事(市町村課、保険指導課)	知事(総務部市町村課)
苦情の内容	H20. 1. 17付行政文書開示請求書の対応ができない職員を担当者にし、不法行為の隠ぺいをするため却下しようとしている。 1. 補正要求を濫用している。 2. 開示請求却下とし、異議申立てさせて、県職員に不都合な情報を隠そうとしている。	県職員に不都合な開示請求に対しても、補正要求し、すべて却下とする。 ・H20. 1. 17受付1026(、1027)番開示請求について、地方財政法7条違反を長年に渡り放置してきたため、却下処分としてもみ消した。 ・却下通知に対する異議申立てについては、情報公開審査会に諮問しなくてよいことになってから、県職員は不都合な開示請求は却下にし続けている。 ・請求内容が理解できない職員を担当にして故意に補正要求させ、何を回答しようと却下させている。	鋸南町の地方財政法7条違反や粉飾決算が明らかとなり、これに千葉県職員(上記担当課職員)が関与していたため、開示決定をしない。(H20. 1. 30請求4件分) H20. 2. 25付市5954号による補正要求において2件の請求について補正要求がきたが、残りの2件については請求後30日経過しても決定しようしない。 県職員に不都合なことは却下処分としていたが、これに失敗したときは、開示決定をしない対応となった。
調査委員	菅野委員	菅野委員	井上委員、中谷委員
調査の状況	平成20年12月3日(申出人書面受付) 平成20年11月27日(実施機関書面受付)	平成20年12月3日(申出人書面受付) 平成20年11月27日、12月1日(実施機関書面受付)	平成20年12月9日(実施機関書面受付)
苦情処理部会 審議状況	平成20年7月10日(処理方針の検討) 平成21年1月13日(処理結果の検討)	平成20年7月10日(処理方針の検討) 平成21年1月13日(処理結果の検討)	平成20年7月10日(処理方針の検討) 平成21年1月13日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成21年2月12日	平成21年2月12日	平成21年2月13日
処理結果	申出人は、不法行為を隠蔽するために却下、また、補正要求権を濫用していると主張している。 調査の結果、今回の補正の求めは、条例第7条第2項の規定により補正を求めたものであると認められる。 よって、却下処分を行うために補正を求めた事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。 その他不適正な事務処理は認められなかった。	申出人は、県職員に不都合な開示請求に対しては補正要求し、すべて却下とするなどと主張する。 調査の結果、今回の補正の求めは、条例第7条第2項の規定により補正を求めたものであると認められる。 よって、却下処分を行うために補正を求めた事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。 その他不適正な事務処理は認められなかった。	申出人は、開示請求において請求のうち2件については補正の求めがあったが、残りの2件について、請求後30日を経過しても決定をしようとしないと主張する。 調査の結果、実施機関は、条例第13条第1項に規定する応答の期限内に開示決定等をし、書面により通知しており、事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。

平成19年度苦情申出一覧表(2/2)

(H19)苦情16	
申出人	B
申出日	平成20年3月19日
実施機関	知事(健康福祉部保険指導課)
苦情の内容	H20.3.17付保指6233号の却下通知に関する補正要求権の濫用、却下権の濫用。 却下通知に対しては異議申立てをされても放置して平気だからとデタラメな却下通知書を発行。
調査委員	菅野委員
調査の状況	平成20年12月3日(申出人書面受付) 平成20年12月1日(実施機関書面受付)
苦情処理部会	平成20年7月10日(処理方針の検討)
審議状況	平成21年1月13日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成21年2月12日
処理結果	申出人は、補正要求権の濫用、デタラメな却下通知書を発行と主張する。 調査の結果、今回の補正の求めは、条例第7条第2項の規定により補正を求めたものであると認められる。 よって、却下処分を行うために補正を求めた事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。 開示請求却下通知書を確認したところ、デタラメな開示請求却下通知書との苦情申出人の主張について、その事実は確認できなかった。 その他不適正な事務処理は認められなかった。

平成20年度苦情申出一覧表(1/7)

	(H20)苦情1 B	(H20)苦情2 A
申出人	B	A
申出日	平成20年4月21日	平成20年5月23日
実施機関	知事(健康福祉部医療整備課)	教育委員会(○○高等学校)
苦情の内容	<p>不法行為をいかに隠すかに時間をとられ平成20年3月14日付行政文書開示請求書の決裁をしようとしない。</p> <p>請求の回答期限を渡過したため、何を請求したかわからない補正要求をH20. 4. 18付医109号として故意に期限内にしないのを隠し続けている。</p> <p>1. 期限内に回答しない条例違反。</p> <p>2. 補正要求権の濫用(何に対しても補正するのか不明。補正のヒントもない。問合せ先不明。)</p> <p>3. 情報公開・個人情報センターも加担。(今までの補正要求書の記載と違う。)</p>	<p>教育委員会委員長が、文書を保有しているにもかかわらず文書を保有していないと決定した事実。</p> <p>教育委員会委員長が文書を保有していないと虚偽の決定を行った事實を明らかにすると共に、改めて当該文書の開示を求める。</p> <p>千葉県教育委員会が保有していないとして不開示決定した文書は、千葉地方裁判所における被告千葉県から証拠物から提出されており、現にあるものである。よって、教育委員会の隠蔽工作は破綻している。</p>
調査委員	井上委員、中谷委員	伊藤委員、佐藤委員
調査の状況	平成20年12月12日(実施機関書面受付)	平成20年11月27日(申出人調査) 平成20年11月21日(実施機関書面受付)
苦情処理部会審議状況	平成20年7月10日(処理方針の検討) 平成21年1月13日(処理結果の検討)	平成20年7月10日(処理方針の検討) 平成21年1月13日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成21年2月13日	平成21年2月10日 本苦情は、行政文書不開示決定の取消しを求めるものであるとすれば、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。 しかし、申出人は、教育委員会が同一の文書について、裁判所と開示請求した県民に対して違った説明をしていることが本苦情の根源にあり、開示請求を受け付けてから、不開示決定するまでの教育委員会の一連の事務が妥当性を欠いていると主張している。 そこで、開示請求を受け付けてから、不開示決定をするまでの教育委員会の事務処理に不適正な点がなかったか検証した。 (1)開示請求にかかる担当所属の決定について 請求者に請求の趣旨を確認しなかった場合には、実施機関の判断で請求対象を狭く捉えるべきではなく、広い範囲で対象となる行政文書を検索し特定すべきであり、本件請求について、請求者に請求の趣旨を確認することもなく、教育総務課の職員が独自の判断により、○○高校のみを担当所属とした事務処理は、結果的に申出人の請求の趣旨と合致していたとしても、不適正であったといわざるを得ない。 (2)不開示決定通知書における開示しない理由の説明について 本件決定のように、開示請求された文書が条例で規定する「行政文書」に該当しないため保有していないとの理由の場合、「行政文書を作成していない」との説明だけでは、請求者に対する説明が不十分である。特に、本件文書については、教育委員会が裁判所に証拠として提出しているという事実も認められることから、本件通知書において、開示請求に係る文書は条例で規定する「行政文書」に該当しない旨の説明をするべきであったと考える。
処理結果	<p>申出人は、補正要求をして故意に期限内に回答しないことを隠し続けている、補正要求権の濫用、求めた補正の内容がわからぬ、情報提供がないと主張する。</p> <p>調査の結果、却下の通知は、事務取扱要綱に、30日以内に通知するよう努めると規定されており、実施機関は速やかに事務の処理を行なうべきであった。</p> <p>補正を求めた理由は、行政文書を特定することが困難であったためであり、この点において実施機関の事務の処理に特段不適正な点を認めることはできないが、2つの補正の求めに記載された文言が、同じものであったということをとらえれば、実施機関の事務の処理は不適正であったと認められる。</p> <p>条例では、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定され、参考となる情報を提供する努力義務を課している。</p> <p>当該請求書の内容及び補正の求めに対する回答書には、開示請求者の主觀に基づく内容が記載されており、実施機関では確認できない事実を前提とした開示の請求に対して情報を提供することは困難ではあるが、不可能とはいえない、実施機関の事務の処理は適正を欠くものといわざるを得ない。</p>	

平成20年度苦情申出一覧表(2/7)

(H20)苦情3 A 平成20年5月23日 教育委員会(○○○高等学校)	(H20)苦情5 B 平成20年5月29日 教育委員会(企画管理部教育総務課)
<p>苦情申出人は、2008年3月26日、開示請求を行った。</p> <p>教育委員会委員長は、これに対し開示決定を行った。しかし、対象情報が一部隠されていたため、5月9日、情報公開・個人情報センターにおいて担当職員である教育庁教育総務課職員に指摘した。</p> <p>その結果、同職員が後日で電話をかけてきて隠蔽事実を認めた。</p> <p>しかし、この隠蔽は本日段階でも放置されたままである。</p> <p>教育委員会委員長は度々情報公開制度の趣旨を裏切り、開示決定といいながら自らに都合のいい情報だけ開示するという、前代未聞の破廉恥な行為を行っている。教育委員会委員長のかかる不法行為事実を明らかにすると共に、改めて全ての対象情報の開示を求める。</p>	<p>故意に情報隠しのために却下通知。</p> <p>「一切の書類」で特定できるのに広範囲に渡るから特定できないと故意に却下。</p>
<p>伊藤委員、佐藤委員</p> <p>平成20年11月27日(申出人調査)</p> <p>11月21日、26日、1月5日、29日(実施機関書面受付)</p> <p>平成20年7月10日(処理方針の検討)</p> <p>平成21年2月13日(処理結果の検討)</p> <p>平成21年2月25日</p> <p>申出人が苦情の趣旨において、改めて全ての対象情報の開示を求めているとしている点については、行政不服審査法による不服申立てをすることでできるものに係る苦情であり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。</p> <p>そこで、当推進会議では、上記の点以外で、実施機関の事務処理に不適正な点がなかったか検証した。</p> <p>(1)対象文書の特定にかかる事務処理について</p> <p>申出人が開示請求をしているのは、本件決定文書ではないことは容易に推察できる状況であったのだから、実施機関は、申出人に開示請求内容を確認した上で文書の特定を行うべきであった。</p> <p>(2)開示請求に係る行政文書の特定漏れがあつた点について</p> <p>今回の特定漏れは、開示請求に係る行政文書の検索に慎重さを欠いたことが原因であると考えられるが、職員朝会に出席した校長、教頭及び事務長は、決裁の過程で開示請求に係る行政文書の特定漏れに気付くことが通常であると考えられ、起案者以上に注意が必要であったといわざるを得ない。</p> <p>(3)特定漏れが判明した後の実施機関の事務処理について</p> <p>本件のような状況においては、通常その後の事務処理の進め方などをできる限り具体的に請求者に説明するべきであり、特定漏れの事実のみを申出人に連絡し、その後1週間以上何の連絡もしなかったという実施機関の対応は不十分なものであったといわざるを得ない。</p> <p>(4)申出人が、実施機関は本件文書を意図的に廃棄したと主張する点について</p> <p>職員朝会で申出人から本件文書に関して「教育庁より照会がある」旨の発言があったことを認識していたという本件のような状況において、本件文書を保存する必要がないとして直ちに廃棄するというような事務処理は、慎重さを欠くものであったといわざるを得ない。</p> <p>(5)申出人が、教育総務課職員が本件文書の存在を認めたと主張する点について</p> <p>本件文書については、平成20年4月16日付けで不開示決定が行われていることからも、申出人が主張する事実があつたと判断することはできない。</p>	<p>菅野委員</p> <p>平成20年12月3日(申出人書面受付)</p> <p>平成20年11月5日(実施機関書面受付)</p> <p>平成20年7月10日(処理方針の検討)</p> <p>平成21年1月13日(処理結果の検討)</p> <p>平成21年2月12日</p> <p>申出人は、「一切の書類」で特定できるのに広範囲に渡るから特定できないと故意に却下すると主張する。</p> <p>調査の結果、申出人から、より具体的に記載された開示請求書が新たに提出され、実施機関が開示決定等をしている事実が確認できることから、故意に情報を隠している等申出人が主張する事実は確認することができなかつた。</p> <p>申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかつた。</p>

平成20年度苦情申出一覧表(3/7)

(H20)苦情6 B 平成20年8月16日 知事(政策法務課)、選挙管理委員会	(H20)苦情7 B 平成20年9月3日 知事(政策法務課、市町村課)	(H20)苦情8 B 平成20年9月3日 選挙管理委員会
補正要求権の濫用。 H20.8.8付政法1097号と同日付 千選管204号にて記載事項不明 として補正要求。 1枚の請求書に複数の担当課を 記載して請求したが千葉県監査 委員からは記載事項不明の補正 要求はなかった。(不明ではない として対象文書の特定をした。) 却下したいがためにあいかわら ず補正要求権の濫用。	補正要求に応じても、補正を認め ないで却下しようとしている。 政策法務課が所有しない文書で 関係ない文書を例示して却下しよう としている。 H20.8.25付政法1193号での補正 要求は知事部局の権利の濫用である。 H20.8.8付政法1097号での補正要 求に応じているのにその内容を認め ず、特定するに足りないと再度の政 法からの補正要求をした。 政法が所有していない文書が、例 示文書でない(鋸南町一般会計の 関係文書)のが明らかなのに、政法 名で例示文書として却下させようとし ている。	補正要求に応じても、補正を認 めず却下処分。 当初から却下を前提に補正要 求をし、特定するに足りる記載で ないとして却下、補正要求権の濫 用。 同じ内容の記載(同一請求書に 複数の担当部署記載)について、 監査委員からは、文字が不明と の補正要求はないのに故意に不 明であると補正要求し、尚特定す るに足りる記載でないと故意に却 下。
菅野委員 12月10日、16日、18日(実施機関書面受付) 平成20年7月10日(処理方針の検討) 平成21年1月13日(処理結果の検討) 平成21年2月12日 申出人は、補正要求権の濫用、 監査委員からは補正要求はな かつたが、却下したいがために補 正要求権の濫用と主張する。 調査の結果、条例第7条第1項 第4号では、開示請求書に、行政 文書の件名その他の開示請求に 係る行政文書を特定するに足りる 事項の記載を求めていた。また、 同条第2項では、開示請求書に形式 上の不備があると認めるときは、開 示請求をしたものに対し、相当の期 間を定めて、その補正を求めるこ とができると規定されており、実施機 関の補正を求めた事務処理を補正要 求権の濫用と認めることはできず、適 正な事務処理であったことが認められ る。 よって、実施機関の事務処理に特 段不適正な点を認めることはでき ない。	菅野委員 平成20年12月18日(実施機関書面受付) 平成20年7月10日(処理方針の検討) 平成21年1月13日(処理結果の検討) 平成21年2月12日 申出人は、補正要求に応じても、 補正を認めないで却下しようとして いる。政策法務課が所有しない関係 ない文書を例示して却下しようとして いると主張する。 調査の結果、条例第7条第1項第 4号では、開示請求書に、行政文書 の件名その他の開示請求に係る行 政文書を特定するに足りる事項の記 載を求めていた。また、同条第2項 では、開示請求書に形式上の不備 があると認めるときは、開示請求をし たものに対し、相当の期間を定め て、その補正を求めることができると 規定されている。 また、取扱要綱では、提出された 開示請求書に必要事項の記載漏れ (不鮮明な記載又は意味不明な記 載を含む。)等の形式上の不備があ るとときは、開示請求者に対してそ の箇所の補正を求めることができる。 この場合において、補正の参考となる 情報の提供が必要と認められるとき は、速やかに関係課(所)に照会す る等により所要の情報の提供に努め ると規定されており、実施機関が例 示文書を示して再度補正を求めたこ とは、権利の濫用とは認められず、 適正な事務処理であったことが認め られ、政策法務課が知事部局を代 表して補正を求めたことは、特段不 適正な事務処理とは認められない。 よって、実施機関の事務処理に特 段不適正な点を認めることはでき ない。	菅野委員 平成20年12月5日(申出人書面受付) 平成20年12月16日(実施機関書面受付) 平成20年7月10日(処理方針の検討) 平成21年1月13日(処理結果の検討) 平成21年2月12日 申出人は、補正要求に応じても、 補正を認めず却下処分、当初 から却下を前提に補正要求し、 特定するに足りる記載でないとし て却下、補正要求権の濫用と主 張する。また、申出人への調査の 結果、苦情の対象となる事実は、 H20.8.8付千選管204号であると 確認した。 調査の結果、条例第7条第1項 第4号では、開示請求書に、行政 文書の件名その他の開示請求に 係る行政文書を特定するに足りる 事項の記載を求めていた。また、 同条第2項では、開示請求書に形 式上の不備があると認めるとき は、開示請求をしたものに対し、 相当の期間を定めて、その補正 を求めることができると規定されて おり、実施機関の事務処理を補 正要求権の濫用と認めることはでき ず、適正な事務処理であったこ とが認められる。 さらに、条例第7条の解釈及び 運用によれば、相当の期間を定 めて補正を求めたにもかかわらず、 当該期間を経過しても開示 請求書の不備が補正されない場 合には、当該開示請求を却下す こととなるとあり、実施機関の決 定については、適正な事務処理 であったことが認められる。 よって、実施機関の事務処理に特 段不適正な点を認めることはでき ない。

平成20年度苦情申出一覧表(4/7)

(H20)苦情9	(H20)苦情10	(H20)苦情11
B 平成20年10月17日 知事(安房地域整備センター) 開示請求したら、きちんとした事務手続きをしない。 県職員に不都合なことを隠ぺい、先送りを1年近く続けている。 ・却下通知への異議申立てを放置。 ・耐震偽装した勝山小校舎の建築確認の書類改ざんのための時間かせぎ。 ・担当課の課長がきちんと対象文書の特定をしていないことを認めている。	B 平成20年10月24日 知事(安房地域整備センター) 却下通知に対する異議申立てを放置。 H20.9.30付公開審65号添付の理由説明書で検討中とし、H20.10.10付安整1064号で「少しでも早く行うよう努め」とし、不都合な情報開示を先送りするため、放置。 きちんと対象文書を特定しないことは、構造計算書の各ページ毎の記載されている部分開示決定通知書が2種類あることから明らかになっているのに故意に問題の先送りをして、公文書の改ざんをし続けている。	B 平成20年12月26日 知事(保険指導課) 鋸南町の国保料の水増しの事実がわかる行政文書の隠ぺい。 開示請求すると国保法の該当条文が理解できない職員を担当者にし、補正要求をし、却下しようとしている。 補助金適化法の適用がある国が鋸南町に交付していたH16年度までの国保基盤安定負担金の不正受給を担当課職員が鋸南町と一緒に隠ぺいし、あと1年で全部消滅時効になるからと、開示請求は全て却下し続けている。情報公開センターも隠ぺいに加担しているようだ。
井上委員、光延委員 平成20年12月15日(申出人書面受付) 平成21年1月9日(実施機関書面受付) 平成21年1月13日(処理方針の検討) 平成21年2月13日(処理結果の検討) 平成21年2月26日 申出人は、開示請求したら、きちんとした事務手続きをしない、却下通知に対する異議申立てを放置などと主張する。 調査の結果 (1)開示請求に係る事務について 今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、条例第7条第2項の規定により補正を行ったものであり、実施機関で補正を求めるなお行政文書が特定できず、開示請求書の不備が補正されなかつたため、当該請求を却下したものである。よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。 (2)異議申立てについて 意見照会の対象となる異議申立ては、平成20年5月1日及び5月16日に提起されたものであり、特に平成20年5月16日に提起された異議申立ては、審査会への意見照会までに半年以上要していることが認められる。よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められた。 (3)その他 当初の開示決定等に対し取消し及び再決定を行ったことが認められる。さらに他の開示決定等と併せて訂正及び追加の決定がされていることが認められたが、申出人が述べている隠蔽等の事実について、確認することはできなかった。しかしながら、今回の苦情は、実施機関の開示決定等に対する複数の取消し、訂正及び追加の決定がされたことについて不信感を抱いたため出されたものと考えられる。よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められた。	井上委員、光延委員 平成20年12月15日(申出人書面受付) 平成21年1月9日(実施機関書面受付) 平成21年1月13日(処理方針の検討) 平成21年2月13日(処理結果の検討) 平成21年2月26日 苦情申出書及び申出人への調査から、「却下通知に対する異議申立てを放置、不都合な情報開示を先送りするため、放置」等述べており、苦情9と同趣旨の開示請求及び異議申立てに係る事務手続についての苦情と認められる。 よって、情報公開推進会議の判断は、苦情9のとおりである。	伊藤委員 平成21年1月13日(処理方針の検討) 平成21年2月13日(処理結果の検討) 平成21年2月26日

平成20年度苦情申出一覧表(5/7)

平成20年度苦情申出一覧表(6/7)

平成20年度苦情申出一覧表(7/7)



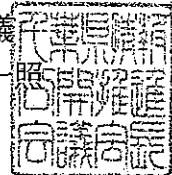
処理結果通知書

情公推第22号
平成21年2月12日

[REDACTED]
様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷

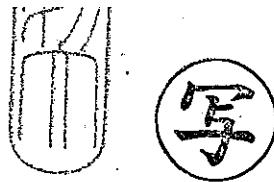


平成20年2月15日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理しましたので通知します。

処理結果	1 苦情の内容
	(H19) 苦情事案12: 平成20年2月15日付け H20.1.17付行政文書開示請求書の対応ができない職員を担当者にし、不法行為の隠ぺいをするため却下しようとしている。 1. 補正要求の故意の濫用をしている。 2. 開示請求却下とし、異議申立てさせて、県職員に不都合な情報を隠そうとしている。
	2 調査の概要
	平成20年2月15日 苦情の申出書の受付 平成20年7月10日 処理方針の検討 平成20年11月5日 苦情申出人及び実施機関(市町村課)への書面による調査 平成20年11月27日 実施機関(市町村課)から調査回答書受付 平成20年12月3日 苦情申出人から調査回答書受付 平成21年1月13日 苦情処理調査部会で審議
3 処理結果	(1) 補正を求めたことについて ア 実施機関に調査したところ、苦情の原因となった開示請求は、過去の開示請求で却下したものと同一の内容で新たに請求されたものである。既に却下したものと同一内容の開示請求であったが、請求内容が苦情申出人の主観に基づく

	<p>ものであり、実施機関では確認できない事実を前提としているため、行政文書の特定ができず補正を求めたとの説明があった。</p> <p>また、不法行為の隠ぺいをするため、却下しようとしている事実及び開示請求却下とし、異議申立てさせて、県職員に不都合な情報を隠そうとしている事実はないとの説明があった。</p> <p>イ 実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、千葉県情報公開条例第7条第2項の規定により補正を求めたものであると認められる。よって、却下処分を行うために補正を求めた事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(2) その他 その他不適正な事務処理は認められなかった。</p> <p>(3) 結論 実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。



処理結果通知書

情公推第23号
平成21年2月12日

[REDACTED]
様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一



平成20年2月20日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理しましたので通知します。

処理結果	1 苦情の内容
	(H19) 苦情事案13：平成20年2月20日付け 県職員に不都合な開示請求に対しては、補正要求し、すべて却下とする。 ・H20.1.17受付1026(1027)番について市町村課と保険指導課とも鋸南町の地方財政法7条違反を長年に渡り放置してきたため却下処分としてモミ消しをした。 ・却下通知に対する異議申立てについては、情報公開審査会に諮問しなくてよいことになってから、県職員は不都合な開示請求は却下に、し続けている。 ・請求内容の理解できない職員を担当者にして故意に補正要求させ、何を回答しようと却下させている。
	2 調査の概要
	平成20年2月20日 苦情の申出書の受付 平成20年7月10日 処理方針の検討 平成20年11月5日 苦情申出人及び実施機関（市町村課及び保険指導課）への書面による調査 平成20年11月27日 実施機関（市町村課）から調査回答書受付 平成20年12月1日 実施機関（保険指導課）から調査回答書受付 平成20年12月3日 苦情申出人から調査回答書受付 平成21年1月13日 苦情処理調査部会で審議
	3 処理結果

	<p>(1) 補正を求めたことについて</p> <p>ア 実施機関に調査したところ、市町村課からは、請求内容が苦情申出人（以下「申出人」という。）の主觀に基づくもので、実施機関では確認できない事実を前提としているため、請求に係る行政文書の特定ができず、申出人に補正を求めたものであるが、申出人から提出された補正書の内容からは、依然として請求に係る行政文書が特定できなかったため、却下したものであるとの説明があった。</p> <p>また、不都合な開示請求は却下にし続けている事実及び請求内容の理解できない職員を担当者にして故意に補正要求させ、何を回答しようと却下させてい る事実はないとの説明があった。</p> <p>イ 保険指導課からは、開示請求の対象となる行政文書の特定が困難なため、行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項に不備があるものと判断し、申出人の意図を推測し、行政文書を例示した上で相当の期間を定め補正を求めたものであり、申出人が主張するような事実はないとの説明があった。</p> <p>また、補正の求めに対する回答では依然として開示請求の対象となる行政文書の特定が困難であったため、本件開示請求の不備が補正されていないと判断し、却下を行ったもので、申出人が主張するような事実はない。補正の求め及び却下は、記載されている請求内容から行政文書の特定を実施しているもので、申出人の主張するような事実はないとの説明があった。</p> <p>ウ 実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、千葉県情報公開条例第7条第2項の規定により補正を求めたものであると認められる。よって、却下処分を行うために補正を求めた事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(2) その他</p> <p>その他不適正な事務処理は認められなかった。</p> <p>(3) 結論</p> <p>実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、申出人が主張する事実は確 認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。



処理結果通知書

情公推第30号
平成21年2月13日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一 照

平成20年3月4日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	1 苦情の内容 (H19) 苦情事案15：平成20年3月4日付け 開示の請求において、当該請求のうち2件について、平成20年2月25日付け市第5954号で補正の求めがあったが、当該請求のうちその他の2件について、当該請求後30日が経過しても決定をしない。
	2 調査の概要 平成20年 3月 4日 苦情の申出書の受付 平成20年 7月 10日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成20年 11月 28日 實施機関（市町村課）への書面による調査 平成20年 12月 9日 實施機関（市町村課）からの調査回答書の受付 平成21年 1月 13日 苦情処理調査部会で審議
	3 処理の結果 (1) 本事案は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第13条第1項に規定する開示の請求に対する実施機関の応答の期限を経過後も開示決定等をしないことに対する苦情であると認められる。 (2) 実施機関の説明は次のとおりである。 ア 開示の請求（平成20年1月30日付け受付1081番）のうち2件について、条例第7条第2項の規定により、行政文書開示請求書に関する補正について（同年2月25日付け市第5954号）で補正を求めた。 イ 当該請求のうちその他の2件について、条例第12条第2項の規定により、行政文書不開示決定通知書（同日付け市第6002号）で条例第13条第1項に規定する応答の期限内に開示決定等をし、書面により通知した。 (3) したがって、上記(2)イのとおり、実施機関は条例第13条第1項に規定する応答の期限内に開示決定等をし、書面により通知しており、事務の処理に特段不適正な点を認めることはできない。
調査委員	井上 隆行 中谷 恭光



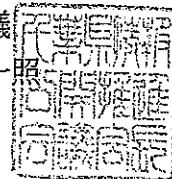
処理結果通知書

情公推第25号
平成21年2月12日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照



平成20年3月19日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理しましたので通知します。

処理結果	1 苦情の内容
	(H19) 苦情事案16：平成20年3月19日付け H20.3.17付保指6233号の却下通知に関する補正要求権の濫用、却下権の濫用 却下通知に対しては異議申立てをされても放置して平気だからとデタラメな却下通知書を発行。
	2 調査の概要
	平成20年3月21日 苦情の申出書の受付 平成20年7月10日 処理方針の検討 平成20年11月5日 苦情申出人及び実施機関（保険指導課）への書面による調査 平成20年12月1日 実施機関（保険指導課）から調査回答書受付 平成20年12月3日 苦情申出人から調査回答書受付 平成21年1月13日 苦情処理調査部会で審議
3 処理結果	<p>(1) 補正を求めたことについて</p> <p>ア 実施機関に調査したところ、実施機関からは、開示請求する行政文書の件名又は内容欄の記載内容からは、開示請求に係る行政文書を特定することができないため、行政文書の件名又は内容を具体的に記入するよう補正を求めたものである。また、補正の求めに対して提出された回答内容では、行政文書の特定</p>

	<p>は不可能であったため、開示請求の却下通知書を発行したものであるとの説明があった。</p> <p>イ 実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、今回の補正の求めは、保険指導課において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、千葉県情報公開条例第7条第2項の規定により補正を求めたものであると認められる。よって、却下処分を行うために補正を求めた事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(2) 開示請求却下通知書について</p> <p>実施機関からは、苦情申出人が主張するデタラメな開示請求却下通知書を発行した事実はないとの説明があり、開示請求却下通知書を確認したところ、その事実は確認できなかった。</p> <p>(3) その他</p> <p>その他不適正な事務処理は認められなかった。</p> <p>(4) 結論</p> <p>実施機関の説明及び開示請求書等を確認したところ、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。



処理結果通知書

情公推第31号
平成21年2月13日

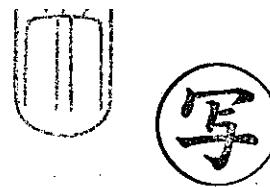
様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一

平成20年4月21日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	1 苦情の内容 (H20) 苦情事案1：平成20年4月21日付け 補正要求をして故意に期限内に回答しないことを隠し続けている。期限内に回答しない条例違反である。補正要求権の濫用である（求めた補正の内容がわからない。情報提供がない。）。
	2 調査の概要 平成20年 4月21日 苦情の申出書の受付 平成20年 7月10日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成20年11月28日 實施機関（医療整備課）への書面による調査 平成20年12月12日 實施機関（医療整備課）からの調査回答書の受付 平成21年 1月13日 苦情処理調査部会で審議
	3 処理の結果 (1) 本事案は、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 實施機関が、開示の請求に対する応答の期限内に回答しないこと。 イ 實施機関が、上記アの不作為の手段として千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により補正を求めたこと。 ウ 上記イの補正の求めの内容が不明であり、条例第7条第2項後段に規定する補正の参考となる情報の提供がなかったこと。 (2) 上記(1)について、実施機関は次のとおり説明する。 ア 上記(1)アについて (ア) 行政文書開示請求書（平成20年3月14日付け受付1244番）について、条例第7条第2項の規定により、行政文書開示請求書に関する補正について（同月25日付け医第6006号）で補正を求めたところ、回答書（同日付け）を同月31日付けで收受した。 (イ) 当該請求書及び当該回答書について、条例第7条第2項の規定により、行政文書開示請求書に関する補正について（同年4月18日付け医第109号）で補正を求めたところ、回答書（同年21日付け）を同日付けで收受した。 (ウ) 開示の請求について、同月23日付け医第137号で却下した。 イ 上記(1)イについて (ア) 上記ア(ア)の補正を求めた理由は、当該請求書の内容から対象とな

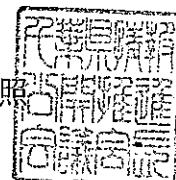
	<p>る行政文書を特定することが困難であったためである。</p> <p>(イ) 上記ア(イ)の補正を求めた理由は、上記ア(ア)の回答書（同年3月25日付け）の内容が、開示請求者の主觀に基づく見解であり、当該内容から対象となる行政文書を特定することが困難であったためである。</p> <p>ウ 上記(1)ウについて</p> <p>(ア) 上記(2)ア(ア)及び(イ)の補正の求めに記載された文言は同じものであったが、当該補正の求めを行った理由は上記イのとおり異なっていた。</p> <p>(イ) 上記(2)ア(ア)の回答書（同年3月25日付け）の内容は、補足として説明を追加するというものであった。</p> <p>(ア) 上記(2)ア(ア)の回答書（同年4月21日付け）の内容は、補正の求めの内容が不明で、回答できないというものであった。</p> <p>(イ) 上記(2)ア(ア)及び(イ)の補正の求めにおいて、補正の参考となる情報を提供しなかった。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 上記(1)アについて</p> <p>知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3(3)イ(ア)に、30日以内に通知するよう努めると規定されており、実施機関は速やかに事務の処理を行うべきであった。</p> <p>イ 上記(1)イについて</p> <p>条例第7条第2項の規定により補正を求めた理由は、不作為の手段としてではなく、上記(2)イのとおりであり、実施機関の事務の処理に特段不適正な点を認めることはできない。</p> <p>ウ 上記(1)ウについて</p> <p>上記(2)ア(ア)及びウ(イ)のとおり補正の求めに対して開示請求者が回答していることから、上記(2)ア(ア)の補正の求めの内容は、不明ではなく、実施機関の事務の処理に特段不適正な点を認めることはできない。</p> <p>上記(2)ア(ア)及び(イ)の経緯及び上記(2)イの理由から、上記(2)ア(ア)の補正の求めの内容は、当該請求書及び上記(2)ア(ア)の回答書（平成20年3月25日付け）の内容から、対象となる行政文書を特定することが困難であったという趣旨であったと認めることができなくもないが、上記(2)ア(ア)及び(イ)の補正の求めに記載された文言は、同じものであったということをとらえれば、実施機関の事務の処理は不適正であったと認められる。</p> <p>条例第7条第2項後段に、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定され、参考となる情報を提供する努力義務を課している。</p> <p>当該請求書の内容及び上記(2)ア(ア)に記載する回答書（同日付け）において、開示請求者の主觀に基づく内容が記載されており、実施機関では確認できない事実を前提とした開示の請求に対して情報を提供することは困難ではあるが、不可能とはいはず、実施機関の事務の処理は適正を欠くものといわざるを得ない。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>
調査委員	井上 隆行 中谷 恭光



情公推第32号
平成21年2月13日

千葉県知事 堂本暁子様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷一



千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

のことについて、平成20年11月28日付け情公推第14号で通知し、
同日付けで実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千
葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成17年8月18日制
定）第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知しま
す。

1 苦情の内容

(H20) 苦情事案1：平成20年4月21日付け

補正要求をして故意に期限内に回答しないことを隠し続けている。期限内に回答しない条例違反である。補正要求権の濫用である（求めた補正の内容がわからない。情報提供がない。）。

2 処理の結果

(1) 本事案は、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。

ア 実施機関が、開示の請求に対する応答の期限内に回答しないこと。

イ 実施機関が、上記アの不作為の手段として千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により補正を求めたこと。

ウ 上記イの補正の求めの内容が不明であり、条例第7条第2項後段に規定する補正の参考となる情報の提供がなかったこと。

(2) 上記(1)について、実施機関は次のとおり説明する。

ア 上記(1)アについて

(ア) 行政文書開示請求書（平成20年3月14日付け受付1244番）

について、条例第7条第2項の規定により、行政文書開示請求書に関する補正について（同月25日付け医第6006号）で補正を求めたところ、回答書（同日付け）を同月31日付けで收受した。

(イ) 当該請求書及び当該回答書について、条例第7条第2項の規定により、行政文書開示請求書に関する補正について（同年4月18日付け医第109号）で補正を求めたところ、回答書（同月21日付け）を同日付けで收受した。

(ウ) 開示の請求について、同月23日付け医第137号で却下した。

イ 上記(1)イについて

(ア) 上記ア(ア)の補正を求めた理由は、当該請求書の内容から対象となる行政文書を特定することが困難であったためである。

(イ) 上記ア(イ)の補正を求めた理由は、上記ア(ア)の回答書（同年3月25日付け）の内容が、開示請求者の主觀に基づく見解であり、当該内容から対象となる行政文書を特定することが困難であったためである。

ウ 上記(1)ウについて

(ア) 上記(2)ア(ア)及び(イ)の補正の求めに記載された文言は同じものであったが、当該補正の求めを行った理由は上記イのとおり異なっていた。

(イ) 上記(2)ア(ア)の回答書（同年3月25日付け）の内容は、補足とし

て説明を追加するというものであった。

- (ウ) 上記(2)ア(イ)の回答書（同年4月21日付け）の内容は、補正の求めの内容が不明で、回答できないというものであった。
- (エ) 上記(2)ア(ア)及び(イ)の補正の求めにおいて、補正の参考となる情報を提供しなかった。
- (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 上記(1)アについて

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-3(3)イ(ア)に、30日以内に通知するよう努めると規定されており、実施機関は速やかに事務の処理を行うべきであった。

イ 上記(1)イについて

条例第7条第2項の規定により補正を求めた理由は、不作為の手段としてではなく、上記(2)イのとおりであり、実施機関の事務の処理に特段不適正な点を認めることはできない。

ウ 上記(1)ウについて

上記(2)ア(ア)及びウ(イ)のとおり補正の求めに対して開示請求者が回答していることから、上記(2)ア(ア)の補正の求めの内容は、不明ではなく、実施機関の事務の処理に特段不適正な点を認めることはできない。

上記(2)ア(ア)及び(イ)の経緯及び上記(2)イの理由から、上記(2)ア(イ)の補正の求めの内容は、当該請求書及び上記(2)ア(ア)の回答書（平成20年3月25日付け）の内容から、対象となる行政文書を特定することが困難であったという趣旨であったと認めることができなくもないが、上記(2)ア(ア)及び(イ)の補正の求めに記載された文言は、同じものであったということをとらえれば、実施機関の事務の処理は不適正であったと認められる。

条例第7条第2項後段に、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定され、参考となる情報を提供する努力義務を課している。

当該請求書の内容及び上記(2)ア(ア)に記載する回答書（同日付け）において、開示請求者の主觀に基づく内容が記載されており、実施機関では確認できない事実を前提とした開示の請求に対して情報を提供することは困難ではあるが、不可能とはいはず、実施機関の事務の処理は適正を欠くものといわざるを得ない。

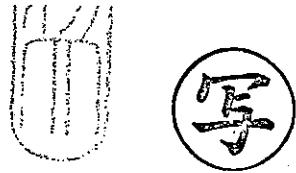
3 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

上記2(3)ウについて、上記2(2)ア(ア)及び(イ)の補正の求めに記載された

文言は同じものであり、上記2(2)イの理由を知ることができない開示請求者にとって、当該理由を推し量って上記2(2)ア(イ)の補正の求めに応じることは不可能である。

また、条例第7条第1項第4号に規定する開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を、開示請求者が的確に記載することが困難な場合も少くないと思われる。

したがって、実施機関は、条例第7条第2項の規定により、補正を求める場合において、その内容を明示する等開示請求者が補正の求めに応じられるよう措置を講じられたい。また、実施機関が適切な情報の提供を行うことにより行政文書の特定を援助しなければ、開示請求者と実施機関との間に不必要的摩擦が生じるおそれがあるとの認識のもと、引き続き真摯な対応に努められたい。



第4号様式（第9条第1項）

処理結果通知書

情公推第21号
平成21年2月10日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷一



平成20年5月23日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

1 苦情の内容

(H20) 苦情事案2：平成20年5月23日付け

千葉県教育委員会が、文書を保有しているにもかかわらず文書を保有していないと決定した事実。

千葉県教育委員会が文書を保有していないと虚偽の決定を行った事実を明らかにすると共に、改めて当該文書の開示を求める。

千葉県教育委員会が保有していないとして不開示決定した文書は、平成20年2月29日、千葉地方裁判所における被告千葉県から証拠物として提出されており、現に在るものである。よって、教育委員会の隠蔽工作は破綻している。

2 調査の概要

平成20年 5月23日 苦情の申出書の受付け

平成20年 7月10日 苦情処理調査部会で処理方針の検討

平成20年10月31日 実施機関（千葉県立[]高等学校及び教育総務課）への書面による調査

平成20年11月21日 実施機関（千葉県立[]高等学校及び教育総務課）から調査回答書の受付け

平成20年11月27日 申出人から苦情の趣旨等の聴取

平成21年 1月13日 苦情処理調査部会で検討

処理結果

3 処理結果

(1) 苦情の趣旨について

本苦情は、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく行政文書不開示決定の取消しを求めるものとすれば、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、条例第27条の2第3項第2号の規定により、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。

しかし、申出人から苦情の趣旨等を聴取したところ、申出人は、教育委員会が同一の文書について、裁判所と開示請求した県民に対して違った説明をしていることが本苦情の根源にあり、開示請求を受け付けてから、不開示決定をするまでの教育委員会の一連の事務が妥当性を欠いていると主張している。

そこで、本苦情に係る開示請求（以下「本件請求」という。）を受け付けてから本苦情に係る行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）をするまでの教育委員会の事務処理に不適正な点がなかつたか、教育委員会への調査結果等に基づき検証した。

（2）開示請求に係る担当所属の決定について

ア 教育総務課からの調査回答書によれば、教育委員会あての開示請求があつた場合の担当所属の決定については、開示請求書の請求内容から担当所属が明らかでない場合、教育総務課の職員が関係所属に照会を行つて担当所属を確認の上、情報公開・個人情報センターから担当所属に開示請求書を送付しているとのことである。

そして、本件請求については、請求後に情報公開・個人情報センター職員から、担当所属について教育総務課の職員に相談があつたとのことであり、教育総務課の職員は、その相談を受けて、本件請求については、「『高等学校の教育課程及び特色ある学校づくりの状況』（作成：千葉県立[■]高等学校生徒指導部、作成年月日：平成9年6月11日）及び当該情報に係る起案決裁文書」との請求内容から、請求の趣旨は、主として当該文書を作成するに当たつての起案決裁文書について開示を希望しているものであり、千葉県立[■]高等学校（以下「[■]高校」という。）あての請求であると考え、同校に開示請求書を送付するよう情報公開・個人情報センター職員に伝えたとのことである。

イ 本件請求は、開示請求書の記載内容から、「高等学校の教育課程及び特色ある学校づくりの状況」という文書（以下「本件文書」という。）とその起案決裁文書という二つの文書の開示を求めているものと解することもできる。

ウ 本件文書については、教育総務課が訴訟の証拠とするために取得し、同課において本件請求の時点においても保有していることが認められる。

エ 申出人から苦情の趣旨等の聴取をしたところ、申出人は、本件文書の起案、決裁の状況を知るために開示請求をした旨を述べており、本件請求の担当所属について、教育総務課の職員が[■]高校としたことは、結果的に申出人の請求の趣旨と合致していたとも考えられる。

オ 請求者に請求の趣旨を確認しなかつた場合には、実施機関の判断で請求対象を狭く捉えるべきではなく、広い範囲で対象となる行政文書を検索し特定するべきであり、本件請求について、請求者に請求の趣旨を確認することもなく、教育総務課の職員が独自の判断により、[■]高校のみを担当所属とした事務処理は、結果的に申出人の請求の趣旨と合致していたとしても、不適正であつたといわざるを得ず、教育総務課は今後の事務処理において、この点を改善すべきものと考える。

したがって、教育委員会に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。

（3）不開示決定通知書における開示しない理由の説明について

ア 本件決定は、開示請求に係る行政文書の件名又は内容欄に「本校生徒指導部が平成9年6月11日に作成した『高等学校の教育課程及び特色ある学校づくりの状況』及び当該文書に係る起案決

	<p>裁文書」と、開示しない理由欄に「開示請求に係る行政文書を保有していないため。（当該請求に係る行政文書を作成していないため）」と記載された行政文書不開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）により、開示請求者に通知されていることが認められる。</p> <p>イ ■高校からの調査回答書によれば、本件文書は、平成9年度生徒指導中・高連絡協議会に出席した同校の職員が、同協議会で発表するために個人的に作成した資料であるため、条例で規定する「行政文書」として管理しておらず、学校として作成も保有もしていないとのことである。</p> <p>ウ 千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）では、行政文書不開示決定通知書における理由の記載について、請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする場合、「作成・受領していない」「保存期間が満了し廃棄」等、保有していない理由を、具体的に明らかにしなければならないとしている。</p> <p>エ 本件通知書では、「当該請求に係る行政文書を作成していない」との説明がされているが、本件決定のように、開示請求された文書が条例で規定する「行政文書」に該当しないため保有していないとの理由の場合、「行政文書を作成していない」との説明だけでは、請求者に対する説明が不十分である。特に、本件文書については、教育委員会が裁判所に証拠として提出しているという事実も認められることから、本件通知書において、開示請求に係る文書は条例で規定する「行政文書」に該当しない旨の説明をするべきであったと考える。</p> <p>したがって、教育委員会に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>（4）その他</p> <p>本件請求を受け付けてから本件決定をするまでの教育委員会のそのほかの事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	伊藤さやか 佐藤晴邦

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

印

写

情公推第20号
平成21年2月10日

千葉県教育委員会委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷



千葉県教育委員会の情報公開に係る事務について（通知）

平成20年10月31日付け情公推第8号の2及び同日付け情公推第8号の3で通知した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、貴委員会の情報公開に係る事務に改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H20) 苦情事案2：平成20年5月23日付け

千葉県教育委員会が、文書を保有しているにもかかわらず文書を保有していないと決定した事実。

千葉県教育委員会が文書を保有していないと虚偽の決定を行った事実を明らかにすると共に、改めて当該文書の開示を求める。

千葉県教育委員会が保有していないとして不開示決定した文書は、平成20年2月29日、千葉地方裁判所における被告千葉県から証拠物として提出されており、現に在るものである。よって、教育委員会の隠蔽工作は破綻している。

2 調査結果の概要

(1) 苦情の趣旨について

本苦情は、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく行政文書不開示決定の取消しを求めるものとすれば、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、条例第27条の2第3項第2号の規定により、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。

しかし、申出人から苦情の趣旨等を聴取したところ、申出人は、教育委員会が同一の文書について、裁判所と開示請求した県民に対して違った説明をしていることが本苦情の根源にあり、開示請求を受け付けてから、不開示決定をするまでの教育委員会の一連の事務が妥当性を欠いていると主張している。

そこで、本苦情に係る開示請求（以下「本件請求」という。）を受け付けてから本苦情に係る行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）をするまでの教育委員会の事務処理に不適正な点がなかったか、教育委員会への調査結果等に基づき検証した。

(2) 開示請求に係る担当所属の決定について

ア 教育総務課からの調査回答書によれば、教育委員会での開示請求があった場合の担当所属の決定については、開示請求書の請求内容から担当所属が明らかでない場合、教育総務課の職員が関係所属に照会を行って担当所属を確認の上、情報公開・個人情報センターから担当所属に開示請求書を送付しているとのことである。

そして、本件請求については、請求後に情報公開・個人情報センター職員から、

担当所属について、教育総務課の職員に相談があったとのことであり、教育総務課の職員は、その相談を受けて、本件請求については、「『高等学校の教育課程及び特色ある学校づくりの状況』（作成：千葉県立■高等学校生徒指導部、作成年月日：平成9年6月11日）及び当該情報に係る起案決裁文書」との請求内容から、請求の趣旨は、主として当該文書を作成するに当たっての起案決裁文書について開示を希望しているものであり、千葉県立■高等学校（以下「■高校」という。）あての請求であると考え、同校に開示請求書を送付するよう情報公開・個人情報センター職員に伝えたとのことである。

- イ 本件請求は、開示請求書の記載内容から、「高等学校の教育課程及び特色ある学校づくりの状況」という文書（以下「本件文書」という。）とその起案決裁文書という二つの文書の開示を求めているものと解することもできる。
- ウ 本件文書については、教育総務課が訴訟の証拠とするために取得し、同課において本件請求の時点においても保有していることが認められる。
- エ 申出人から苦情の趣旨等の聴取をしたところ、申出人は、本件文書の起案、決裁の状況を知るために開示請求をした旨を述べており、本件請求の担当所属について、教育総務課の職員が■高校としたことは、結果的に申出人の請求の趣旨と合致していたとも考えられる。
- オ 請求者に請求の趣旨を確認しなかった場合には、実施機関の判断で請求対象を狭く捉えるべきではなく、広い範囲で対象となる行政文書を検索し特定するべきであり、本件請求について、請求者に請求の趣旨を確認することもなく、教育総務課の職員が独自の判断により、■高校のみを担当所属とした事務処理は、結果的に申出人の請求の趣旨と合致していたとしても、不適正であったといわざるを得ない。

（3）不開示決定通知書における開示しない理由の説明について

- ア 本件決定は、開示請求に係る行政文書の件名又は内容欄に「本校生徒指導部が平成9年6月11日に作成した『高等学校の教育課程及び特色ある学校づくりの状況』及び当該文書に係る起案決裁文書」と、開示しない理由欄に「開示請求に係る行政文書を保有していないため。（当該請求に係る行政文書を作成していないため）」と記載された行政文書不開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）により、開示請求者に通知されていることが認められる。

- イ ■高校からの調査回答書によれば、本件文書は、平成9年度生徒指導中・高連絡協議会に出席した同校の職員が、同協議会で発表するために個人的に作成した資料であるため、条例で規定する「行政文書」として管理しておらず、学校として作

成も保有もしていないことである。

ウ 千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）では、行政文書不開示決定通知書における理由の記載について、請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする場合、「作成・受領していない」「保存期間が満了し廃棄」等、保有していない理由を、具体的に明らかにしなければならないとしている。

エ 本件通知書では、「当該請求に係る行政文書を作成していない」との説明がされているが、本件決定のように、開示請求された文書が条例で規定する「行政文書」に該当しないため保有していないとの理由の場合、「行政文書を作成していない」との説明だけでは、請求者に対する説明が不十分である。特に、本件文書については、教育委員会が裁判所に証拠として提出しているという事実も認められることから、本件通知書において、開示請求に係る文書は条例で規定する「行政文書」に該当しない旨の説明をするべきであったと考える。

（4）その他

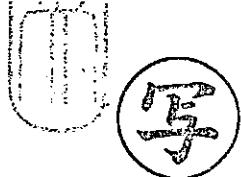
本件請求を受け付けてから本件決定をするまでの教育委員会のそのほかの事務処理に不適正な点は認められなかった。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

（1）請求者に請求の趣旨を確認しなかった場合には、実施機関の判断で請求対象を狭く捉えるべきではなく、広い範囲で対象となる行政文書を検索し特定するべきである。本件請求について、請求者に請求の趣旨を確認することもなく、教育総務課の職員が独自の判断により、■高校のみを担当所属とした事務処理は、不適正であったといわざるを得ない。今後の事務処理において改善するべきである。

（2）本件決定のように、開示請求された文書が条例で規定する「行政文書」に該当しないため保有していないとの理由の場合、「行政文書を作成していない」との説明だけでは、請求者に対する説明が不十分である。

実施機関においては、このような場合、行政文書不開示決定通知書において、開示請求に係る文書は条例で規定する「行政文書」に該当しない旨の説明をするべきである。



処理結果通知書

情報公開推進会議
平成21年2月25日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷

平成20年5月23日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	1 苦情の内容 (H20) 苦情事案3：平成20年5月23日付け 苦情申出人は、平成20年3月26日、開示請求を行った。 千葉県教育委員会は、これに対し開示決定を行った。 しかし、対象文書が一部隠されていたため、5月9日、情報公開・個人情報センターにおいて担当職員である教育庁教育総務課職員に指摘した。 その結果、同職員が後日電話をかけてきて隠蔽事実を認めた。 しかし、その隠蔽は本日段階でも放置されたままである。
	2 調査の概要 平成20年 5月23日 苦情の申出書の受付け 平成20年 7月10日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成20年10月31日 実施機関（千葉県立[REDACTED]高等学校及び教育総務課）への書面による調査 平成20年11月21日 実施機関（教育総務課）から調査回答書の受け付け 平成20年11月26日 実施機関（千葉県立[REDACTED]高等学校）から調査回答書の受け付け 平成20年11月27日 申出人から苦情の趣旨等の聴取 平成21年 1月 5日 実施機関（千葉県立[REDACTED]高等学校及び教育総務課）への書面による調査 平成21年 1月13日 苦情処理調査部会で検討 平成21年 1月29日 実施機関（千葉県立[REDACTED]高等学校及び教育総務課）から調査回答書の受け付け 平成21年 2月13日 苦情処理調査部会で検討
	3 処理結果 (1) 苦情の趣旨について 申出人が苦情の趣旨において、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、改めて全ての対象情報の開示を求めるとしている点については、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第27条の2第3項第2号の規定により、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。
	そこで、当推進会議では、上記の点以外で、実施機関の事務処理

に不適正な点がなかったか、申出入の主張及び実施機関への調査結果等に基づき検証した。

(2) 対象行政文書の特定に係る事務処理について

ア 実施機関に調査したところ、「平成20年度2次募集入学者選抜検査警備計画(平成20年3月17日)」という文書(以下「本件文書」という。)は、平成20年3月17日の午後4時ごろ行われた千葉県立[]高等学校(以下「[]高校」という。)の平成20年度第2次募集入学者選抜検査実施のための職員打合せ(以下「本件打合せ」という。)で配布されたものであり、本苦情に係る平成20年3月26日付けの申出入からの開示請求(以下「本件請求」という。)に対しては、請求内容のとおり平成20年3月17日の朝会で配布した、本件文書とは別の3件の行政文書(以下「本件決定文書」という。)を特定し、部分開示決定をしたとの説明があった。

イ 一方、申出入は、本件文書は平成20年3月17日の[]高校における朝会で配布されており、本件文書が本件請求の対象行政文書として決定されないのは、実施機関が本件文書を隠ぺい又は意図的に廃棄しているためである旨の主張をしている。

ウ 申出入の主張から、申出人が本件請求で開示を求めていた文書は、本件文書であり、本件決定文書ではなかったと判断される。

エ 開示請求に係る行政文書の特定について、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(以下「要綱」という。)の第3.3.(1).アでは、「担当課(所)は、総合窓口から開示請求書の送付を受けたときは、開示請求に係る行政文書を検索し、対象となる行政文書の特定を行う。この場合において、必要があれば開示請求者に連絡し、開示請求内容を確認して文書の特定を行う。」と定められている。

オ 本件請求においては、開示請求書に情報公開・個人情報センターの職員が作成したと認められる開示請求内容に係る苦情申出入からの聞き取り概要という文書が添付されており、その文書に、「3月18日付け請求によって、当該文書が開示又は部分開示されるならば、本請求は取り下げる用意がある。」との記載が認められる。なお、平成20年3月17日付け(平成20年3月18日受付)で申出入から本件文書そのものの開示請求があり、平成20年4月16日付で実施機関が不開示決定をしていることが調査の結果判明している。

また、調査の結果、平成20年3月21日付で、[]高校校長に対して申出入から、<ご連絡及びお願ひ>という文書が提供されており、その文書に、「17日朝会」において本件文書が配布された旨の記載があることが判明している。

カ このように、申出人が開示請求をしているのは、本件決定文書ではなく、本件文書であることは容易に推察できる状況であったのであるから、本件請求について実施機関は、申出入に開示請求内容を確認した上で文書の特定を行うべきであったと考える。

したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。

(3) 本件請求の処理において、開示請求に係る行政文書の特定漏れがあつた点について

ア 実施機関に調査したところ、本件請求に対して平成20年4月25日付で2件の行政文書について部分開示決定(以下「本件決定1」という。)をしたが、このほかに1件の行政文書が特定漏れ

	<p>となっていたことが判明したため、当該文書について平成20年5月16日に追加決定の起案をし、平成20年5月26日付けで部分開示決定（以下「本件決定2」という。）をしたとの説明があった。</p> <p>また、特定漏れの原因について、本件請求の対象である職員朝会の配布文書は毎日箱に入れているが、追加決定をした文書は、平成20年3月17日分以外の所に入っていたため当初の決定で特定漏れとなってしまった、文書の特定に係る事務をこれまで以上に精緻に行っていくとの説明があった。</p> <p>イ 今回の特定漏れは、実施機関の説明から、開示請求に係る行政文書の検索に慎重さを欠いたことが原因であると考えられるが、実施機関に調査したところ、通常職員朝会には、校長、教頭、事務長をはじめ教員全員が出席しているとのことである。</p> <p>そうすると、平成20年3月17日の職員朝会に出席した校長、教頭及び事務長は、本件決定1の決裁の過程で開示請求に係る行政文書の特定漏れに気付くことが通常であると考えられ、起案者以上に注意が必要であったといわざるを得ない。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>(4) 特定漏れが判明した後の実施機関の事務処理について</p> <p>ア 申出人は、苦情の申出日（平成20年5月23日）現在、実施機関が特定漏れを放置している旨の主張をしている。</p> <p>イ 実施機関に調査したところ、特定漏れが判明したのは平成20年5月14日であり、担当所属である[]高校の職員は、同日教育総務課職員に電話連絡し、教育総務課職員は、その翌日（平成20年5月15日）、電話で申出人に特定漏れの文書があることを伝えたとの説明があった。</p> <p>また、本件決定2は開示・不開示の検討に時間を要したため、平成20年5月16日の起案となり、[]高校、指導課及び教育総務課で合議を行い、平成20年5月22日に決裁が終了し、平成20年5月26日付けで部分開示決定の通知をしたとの説明があった。なお、平成20年5月22日に決裁が終了したのに、平成20年5月26日まで決定通知を施行しなかったのは、申出人との開示日時の調整や公印（公印は教育総務課にある。）の押印に時間を要したためとのことであった。</p> <p>ウ 上記イの実施機関の説明は、合理的であり是認できる。</p> <p>したがって、苦情の申出日現在、申出人に決定通知は送付されていなかったが、申出人が主張する実施機関が特定漏れを放置しているということではなかったと認められる。</p> <p>しかし、実施機関自らの責に帰すべき事由により、開示請求に対して十分な決定を行っていない本件のような状況においては、通常その後の事務処理の進め方などをできる限り具体的に請求者に説明するべきであり、特定漏れの事実のみを申出人に連絡し、その後1週間以上何の連絡もしなかったという本件における実施機関の対応は不十分なものであったといわざるを得ない。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>(5) 申出人が、実施機関は本件文書を意図的に廃棄したと主張する点について</p> <p>ア 申出人が主張するように、実施機関が行政文書開示請求を受けた後に、開示請求に係る行政文書を意図的に廃棄するようなこと</p>
--	---

があったならば、そのような行為は、県民に説明する責務を全うすることを条例の目的の一つとして掲げる本県の情報公開制度の趣旨に反する違法不当な行為である。

イ 申出人は、本件文書が廃棄されてしまうと思ったので、開示請求すると予告した旨の主張をしている。

ウ 実施機関に調査したところ、平成20年3月18日の職員朝会（以下「本件職員朝会」という。）で申出人が「教育庁より照会がある」旨の発言をしたように思うが、その発言を開示請求についての発言ととらえることはできなかったとの説明があった。

エ 申出人が開示請求の予告をしたと主張する点については、実施機関と申出人とで、申出人の本件職員朝会での発言のとらえ方が相違している。

ところで、要綱によれば、総合窓口（情報公開・個人情報センター）で開示請求書を受け付けた場合、直ちに総合窓口から担当課（所）へ電話連絡することとされている。

要綱の定めから、実施機関（[]高校）は平成20年3月18日中には本件文書についての開示請求があったことを知ったと考えるのが相当であるが、そのことをもって、本件文書の廃棄前に担当の生徒指導主事が本件文書の開示請求を知っていたと断定することはできない。

オ 次に、実施機関が本件文書を廃棄したことが、行政文書の管理上、不適切であったか否かを検証する。

カ 実施機関に調査したところ、本件文書は平成20年3月17日に[]高校の生徒指導部が作成し、本件打合せで、担当の生徒指導主事が校長、教頭を含む出席職員に配布、提案した文書であるとの説明があった。なお、本件文書について、校長は、本件打合せで配布することは了解していたが、本件文書の内容までは了解していなかったとのことである。

そして、本件打合せで職員から本件文書の文言についての指摘があり、再提案することになったため、本件職員朝会で文言を修正した文書（以下「警備計画」という。）を再提案し、その場で校長の承認を得たとのことである。

本件職員朝会の場で、担当の生徒指導主事は、本件文書を回収する旨の発言をし、回収した文書については、警備計画を別途配布していることから、千葉県教育委員会行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）第13条第5項の「内容が軽微で保存する必要がない行政文書」に該当するものとして廃棄したことである。

また、実施機関に調査したところ、警備計画は、文書管理規則第9条の規定により、第一分類「校務」、第二分類「教務」、第三分類「教務関係」と分類され、同規則第10条の規定により、1年保存としているとのことである。

キ 文書管理規則の運用通知である「千葉県教育委員会行政文書管理規則の運用について（通知）」（平成13年4月2日付け教総第209号）によれば、文書管理規則第13条第5項は、行政文書の的確な整理を図るために保存の必要がない行政文書について、事務の処理が終了した後廃棄することを述べたものであるとされている。

ク 申出人は、実施機関が文書管理規則第13条第5項を利用し、「軽微な文書」といって、過去から行政文書の廃棄を繰り返していると主張しているが、[]高校において警備計画が行政文書と

	<p>して分類・保存されているという状況をかんがみると、その修正前の文書である本件文書は、行政文書の的確な整理を図るため保存の必要がない行政文書と考えのが相当である。</p> <p>しかし、本件職員朝会で申出人から本件文書に関して「教育庁より照会がある」旨の発言があったことを認識していたという本件のような状況において、本件文書を保存する必要がないとして直ちに廃棄するというような事務処理は、慎重さを欠くものであったといわざるを得ない。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>ケ なお、申出人は、平成20年3月21日付けご連絡及びお願い>と題する文書に本件文書を添付し [] 高校校長に提供したことであるが、当該文書に添付されていた本件文書の写しを実施機関が本件文書と扱わないことをもって、実施機関に不適切な事務処理があったということはできない。</p> <p>(6) 申出人が、教育総務課職員が本件文書の存在を認めたと主張する点について</p> <p>ア 申出人は、本件請求に係る開示（平成20年5月9日実施）を受けてから数日後、教育総務課職員から本件文書があるとの回答を得た旨の主張をしている。また、電話で同職員に確認したら、本件文書については、「破棄したものだ」と言われた旨の主張をしている。</p> <p>イ 実施機関に調査したところ、本件文書があるとの回答をした事実はないとのことであり、申出人からの電話連絡もなかったとの説明があった。</p> <p>また、そもそも本件文書は、申出人からの平成20年3月17日付けの別の開示請求の対象文書であり、廃棄済みであるとの理由により、平成20年4月16日付けで不開示決定をしている。よって、教育総務課職員が申出人に特定漏れの連絡をした平成20年5月15日の時点において、申出人は本件文書が不開示決定されていることを知っていたはずであるとの説明があった。</p> <p>ウ 教育総務課職員が本件文書の存在を認める発言をしたか否かについて、申出人と実施機関の双方の主張は相反するものである。しかし、実施機関の説明のとおり、本件文書については、平成20年4月16日付けで不開示決定が行われていることからも、当推進会議としては、申出人が主張する事実があつたと判断することはできない。</p> <p>(7) その他</p> <p>本件請求に係る実施機関のそのほかの事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	伊藤さやか 佐藤晴邦

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

写



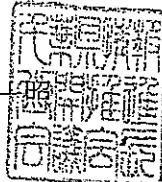
情公推第33号

平成21年2月25日

千葉県教育委員会委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷



千葉県教育委員会の情報公開に係る事務について（通知）

平成20年10月31日付け情公推第9号の2及び同日付け情公推第9号の3で通知した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、貴委員会の情報公開に係る事務に改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H20) 苦情事案3：平成20年5月23日付け

苦情申出人は、平成20年3月26日、開示請求を行った。

千葉県教育委員会は、これに対し開示決定を行った。

しかし、対象文書が一部隠されていたため、5月9日、情報公開・個人情報センターにおいて担当職員である教育庁教育総務課職員に指摘した。

その結果、同職員が後日電話をかけてきて隠蔽事実を認めた。

しかし、その隠蔽は本日段階でも放置されたままである。

2 調査結果の概要

(1) 苦情の趣旨について

申出人が苦情の趣旨において、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、改めて全ての対象情報の開示を求めるとしている点については、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第27条の2第3項第2号の規定により、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。

そこで、当推進会議では、上記の点以外で、実施機関の事務処理に不適正な点がなかったか、申出人の主張及び実施機関への調査結果等に基づき検証した。

(2) 対象行政文書の特定に係る事務処理について

ア 実施機関に調査したところ、「平成20年度2次募集入学者選抜検査警備計画（平成20年3月17日）」という文書（以下「本件文書」という。）は、平成20年3月17日の午後4時ごろ行われた千葉県立[]高等学校（以下「[]高校」という。）の平成20年度第2次募集入学者選抜検査実施のための職員打合せ（以下「本件打合せ」という。）で配布されたものであり、本苦情に係る平成20年3月26日付けの申出人からの開示請求（以下「本件請求」という。）に対しては、請求内容のとおり平成20年3月17日の朝会で配布した、本件文書とは別の3件の行政文書（以下「本件決定文書」という。）を特定し、部分開示決定をしたとの説明があった。

イ 一方、申出人は、本件文書は平成20年3月17日の[]高校における朝会で配布されており、本件文書が本件請求の対象行政文書として決定されないのは、実施機関が本件文書を隠ぺい又は意図的に廃棄しているためである旨の主張をしてい

る。

ウ 申出入の主張から、申出人が本件請求で開示を求めていた文書は、本件文書であり、本件決定文書ではなかったと判断される。

エ 開示請求に係る行政文書の特定について、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の第3. 3. (1). アでは、「担当課（所）は、総合窓口から開示請求書の送付を受けたときは、開示請求に係る行政文書を検索し、対象となる行政文書の特定を行う。この場合において、必要があれば開示請求者に連絡し、開示請求内容を確認して文書の特定を行う。」と定められている。

オ 本件請求においては、開示請求書に情報公開・個人情報センターの職員が作成したと認められる開示請求内容に係る苦情申出人からの聞き取り概要という文書が添付されており、その文書に、「3月18日付け請求によって、当該文書が開示又は部分開示されるならば、本請求は取り下げる用意がある。」との記載が認められる。なお、平成20年3月17日付け（平成20年3月18日收受）で申出人から本件文書そのものの開示請求があり、平成20年4月16日付けで実施機関が不開示決定をしていることが調査の結果判明している。

また、調査の結果、平成20年3月21日付けで、[]高校校長に対して申出人から、<ご連絡及びお願い>という文書が提供されており、その文書に、「17日朝会」において本件文書が配布された旨の記載があることが判明している。

カ このように、申出人が開示請求をしているのは、本件決定文書ではなく、本件文書であることは容易に推察できる状況であったのであるから、本件請求について実施機関は、申出人に開示請求内容を確認した上で文書の特定を行うべきであったと考える。

(3) 本件請求の処理において、開示請求に係る行政文書の特定漏れがあった点について

ア 実施機関に調査したところ、本件請求に対して平成20年4月25日付けで2件の行政文書について部分開示決定（以下「本件決定1」という。）をしたが、このほかに1件の行政文書が特定漏れとなっていたことが判明したため、当該文書について平成20年5月16日に追加決定の起案をし、平成20年5月26日付けで部分開示決定（以下「本件決定2」という。）をしたとの説明があった。

また、特定漏れの原因について、本件請求の対象である職員朝会の配布文書は毎日箱に入れているが、追加決定をした文書は、平成20年3月17日分以外の所に入っていたため当初の決定で特定漏れとなってしまった、文書の特定に係る事務をこれまで以上に精緻に行っていくとの説明があった。

イ 今回の特定漏れは、実施機関の説明から、開示請求に係る行政文書の検索に慎重さを欠いたことが原因であると考えられるが、実施機関に調査したところ、通常職員朝会には、校長、教頭、事務長をはじめ教員全員が出席しているとのことである。

そうすると、平成20年3月17日の職員朝会に出席した校長、教頭及び事務長は、本件決定1の決裁の過程で開示請求に係る行政文書の特定漏れに気付くことが通常であると考えられ、起案者以上に注意が必要であったといわざるを得ない。

(4) 特定漏れが判明した後の実施機関の事務処理について

ア 申出人は、苦情の申出日（平成20年5月23日）現在、実施機関が特定漏れを放置している旨の主張をしている。

イ 実施機関に調査したところ、特定漏れが判明したのは平成20年5月14日であり、担当所属である[]高校の職員は、同日教育総務課職員に電話連絡し、教育総務課職員は、その翌日（平成20年5月15日）、電話で申出人に特定漏れの文書があることを伝えたとの説明があった。

また、本件決定2は、開示・不開示の検討に時間を要したため、平成20年5月16日の起案となり、[]高校、指導課及び教育総務課で合議を行い、平成20年5月22日に決裁が終了し、平成20年5月26日付けで部分開示決定の通知をしたとの説明があった。なお、平成20年5月22日に決裁が終了したのに、平成20年5月26日まで決定通知を施行しなかったのは、申出人との開示日時の調整や公印（公印は教育総務課にある。）の押印に時間を見たためとのことであった。

ウ 上記イの実施機関の説明は、合理的であり是認できる。

したがって、苦情の申出日現在、申出人に決定通知は送付されていなかったが、申出人が主張する実施機関が特定漏れを放置しているということではなかったと認められる。

しかし、実施機関自らの責に帰すべき事由により、開示請求に対して十分な決定を行っていない本件のような状況においては、通常その後の事務処理の進め方などをできる限り具体的に請求者に説明するべきであり、特定漏れの事実のみを申出人に連絡し、その後1週間以上何の連絡もしなかったという本件における実施機関の対応は不十分なものであったといわざるを得ない。

(5) 申出人が、実施機関は本件文書を意図的に廃棄したと主張する点について

ア 申出人が主張するように、実施機関が行政文書開示請求を受けた後に、開示請求に係る行政文書を意図的に廃棄するようなことがあったならば、そのような行為は、県民に説明する責務を全うすることを条例の目的の一つとして掲げる本県の情報公開制度の趣旨に反する違法不当な行為である。

イ 申出人は、本件文書が廃棄されてしまうと思ったので、開示請求すると予告した旨の主張をしている。

ウ 実施機関に調査したところ、平成20年3月18日の職員朝会（以下「本件職員朝会」という。）で申出人が「教育庁より照会がある」旨の発言をしたように思うが、その発言を開示請求についての発言ととらえることはできなかったとの説明があった。

エ 申出人が開示請求の予告をしたと主張する点については、実施機関と申出人とで、申出人の本件職員朝会での発言のとらえ方が相違している。

ところで、要綱によれば、総合窓口（情報公開・個人情報センター）で開示請求書を受け付けた場合、直ちに総合窓口から担当課（所）へ電話連絡することとされている。

要綱の定めから、実施機関（[] 高校）は平成20年3月18日中には本件文書についての開示請求があったことを知ったと考えるのが相当であるが、そのことをもって、本件文書の廃棄前に担当の生徒指導主事が本件文書の開示請求を知っていたと断定することはできない。

オ 次に、実施機関が本件文書を廃棄したことが、行政文書の管理上、不適切であったか否かを検証する。

カ 実施機関に調査したところ、本件文書は平成20年3月17日に[]高校の生徒指導部が作成し、本件打合せで、担当の生徒指導主事が校長、教頭を含む出席職員に配布、提案した文書であるとの説明があった。なお、本件文書について、校長は、本件打合せで配布することは了解していたが、本件文書の内容までは了解していないかったとのことである。

そして、本件打合せで職員から本件文書の文言についての指摘があり、再提案することになったため、本件職員朝会で文言を修正した文書（以下「警備計画」という。）を再提案し、その場で校長の承認を得たとのことである。

本件職員朝会の場で、担当の生徒指導主事は、本件文書を回収する旨の発言をし、回収した文書については、警備計画を別途配布していることから、千葉県教育委員会行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）第13条第5項の「内容が軽微で保存する必要がない行政文書」に該当するものとして廃棄したことである。

また、実施機関に調査したところ、警備計画は、文書管理規則第9条の規定により、第一分類「校務」、第二分類「教務」、第三分類「教務関係」と分類され、同規則第10条の規定により、1年保存しているとのことである。

キ 文書管理規則の運用通知である「千葉県教育委員会行政文書管理規則の運用につ

いて（通知）」（平成13年4月2日付け教総第209号）によれば、文書管理規則第13条第5項は、行政文書の的確な整理を図るため保存の必要がない行政文書について、事務の処理が終了した後廃棄することを述べたものであるとされている。

ク 申出人は、実施機関が文書管理規則第13条第5項を利用し、「軽微な文書」といつて、過去から行政文書の廃棄を繰り返していると主張しているが、[]高校において警備計画が行政文書として分類・保存されているという状況をかんがみると、その修正前の文書である本件文書は、行政文書の的確な整理を図るため保存の必要がない行政文書と考えるのが相当である。

しかし、本件職員朝会で申出人から本件文書に関して「教育庁より照会がある」旨の発言があったことを認識していたという本件のような状況において、本件文書を保存する必要がないとして直ちに廃棄するというような事務処理は、慎重さを欠くものであったといわざるを得ない。

ケ なお、申出人は、平成20年3月21日付け＜ご連絡及びお願い＞と題する文書に本件文書を添付し、[]高校校長に提供したことであるが、当該文書に添付されていた本件文書の写しを実施機関が本件文書と扱わないことをもって、実施機関に不適切な事務処理があったということはできない。

（6）申出人が、教育総務課職員が本件文書の存在を認めたと主張する点について

ア 申出人は、本件請求に係る開示（平成20年5月9日実施）を受けてから数日後、教育総務課職員から本件文書があるとの回答を得た旨の主張をしている。また、電話で同職員に確認したら、本件文書については、「破棄したものだ」と言われた旨の主張をしている。

イ 実施機関に調査したところ、本件文書があるとの回答をした事実はないとのことであり、申出人からの電話連絡もなかったとの説明があった。

また、そもそも本件文書は、申出人からの平成20年3月17日付けの別の開示請求の対象文書であり、廃棄済みであるとの理由により、平成20年4月16日付で不開示決定をしている。よって、教育総務課職員が申出人に特定漏れの連絡をした平成20年5月15日の時点において、申出人は本件文書が不開示決定されていることを知っていたはずであるとの説明があった。

ウ 教育総務課職員が本件文書の存在を認める発言をしたか否かについて、申出人と実施機関の双方の主張は相反するものである。

しかし、実施機関の説明のとおり、本件文書については、平成20年4月16日付で不開示決定が行われていることからも、当推進会議としては、申出人が主張する事実があったと判断することはできない。

(7) その他

本件請求に係る実施機関のそのほかの事務処理に不適正な点は認められなかった。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

- (1) 本件請求で申出人が開示請求をしているのは、本件決定文書ではなく、本件文書であることは容易に推察できる状況であったのであるから、本件請求について実施機関は、申出人に開示請求内容を確認した上で文書の特定を行うべきであったと考える。今後の事務処理において改善するべきである。
- (2) 今回の特定漏れは、開示請求に係る行政文書の検索に慎重さを欠いたことが原因であると考えられる。
- また、平成20年3月17日の職員朝会に出席した校長、教頭及び事務長は、本件決定1の決裁の過程で開示請求に係る行政文書の特定漏れに気付くことが通常である。実施機関においては、具体的な再発防止策を検討するなどし、情報公開に係る事務の適正な処理に努められたい。
- (3) 本件請求については、特定漏れが判明した後の事務処理の進め方などをできる限り具体的に請求者に説明するべきであり、特定漏れの事実のみを申出人に連絡し、その後1週間以上何の連絡もしなかったという実施機関の対応は不十分なものであったといわざるを得ない。今後の事務処理において改善するべきである。
- (4) 本件職員朝会で申出人から本件文書に関して「教育庁より照会がある」旨の発言があったことを認識していたという本件のような状況において、本件文書を保存する必要がないとして直ちに廃棄するという事務処理は、慎重さを欠くものであったといわざるを得ない。
- 実施機関においては、今後、文書管理規則第13条第5項を適用して行政文書を廃棄する場合、保存の必要があるかどうかを慎重に検討し、適切な事務処理に努められたい。



処理結果通知書

情公推第26号
平成21年2月12日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一



平成20年5月29日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	1 苦情の内容
	(H20) 苦情事案5：平成20年5月29日付け 故意に情報隠しのために却下通知 (H20. 5. 26付教総236号却下通知) 「一切の書類」で特定できるのに広範囲に渡るから特定できないと故意に却下
	2 調査の概要
	平成20年5月29日 苦情の申出書の受付 平成20年7月10日 処理方針の検討 平成20年11月5日 苦情申出人及び実施機関（教育総務課）への書面による調査 平成20年12月2日 実施機関（教育総務課）から調査回答書の受付 平成20年12月3日 苦情申出人から調査回答書の受付 平成21年1月13日 苦情処理調査部会で審議
3 処理結果	<p>(1) 補正を求めたことについて</p> <p>ア 実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 開示請求に係る行政文書の件名又は内容欄からは、対象となる行政文書を特定することができないと判断し書面で補正を求めたところ、苦情申出人（以下「申出人」という。）から補正の求めについて電話があり、実施機関が補正を求めた理由を伝え、行政文書を特定するために何を知りたいのかイメージ的なものを教えてもらいたい旨申出人に伝えたが、回答が得</p>

	<p>られなかった。また、申出人は千葉県教育委員会で行っている法定受託事務について法律名を知りたいとのことであったので、該当すると思われるものを情報提供した。その際に法定受託事務についての文書リストを示してもらいたいとのことであったが、法定受託事務についての文書リストは作成していないと考えられることを説明したところ、補正の求めに対する回答書が提出された。</p> <p>(イ) 前記(ア)のとおり、実施機関は申出人へ法定受託事務について情報提供し、請求の意図等を確認したが、申出人からは回答が得られなかつたものであり、文書リストの作成について拒否したものではない。</p> <p>また、申出人から指摘された問い合わせ先の記載がないことについては、以後は記載することとしており、却下を目的に記載しなかつたものではない。</p> <p>(ウ) 実施機関は前記(ア)の補正の求めに対する回答書の内容からは、対象となる行政文書を特定することができないと判断し、再度の補正の求めを行っている。しかしながら、この再度の補正の求めに対する回答書の内容には、補正を求めた内容が回答されていないことから、平成20年5月26日付けで却下通知書を送付している。</p> <p>(エ) なお、申出人から平成20年5月26日付け開示請求却下通知書について電話があり、実施機関から却下とした理由を説明したところ、申出人から、より具体的に記載された開示請求書が提出されている。実施機関はこの開示請求に対して対象となる行政文書を特定し、決定をしており、この決定については、申出人から異議申立ては提起されていない。</p> <p>イ 実施機関は、開示請求書の記載内容から対象となる行政文書を特定することができないと判断し、申出人に補正を求めたが、請求の意図等について申出人から回答が得られなかつたと説明しており、また、申出人から、より具体的に記載された開示請求書が新たに提出され、実施機関が開示決定等をしている事実が確認できることから、故意に情報を隠している等申出人が主張する事実は確認することができなかつた。</p> <p>なお、既に改善はされているが、補正を求めた書面には連絡先を記載することが望ましいものと考える。</p> <p>(2) 結論</p> <p>実施機関の説明及び開示請求書等を確認したところ、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかつた。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。



処理結果通知書

情公推第27号
平成21年2月12日

[REDACTED]
様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照



平成20年8月16日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので、通知します。

処理結果	1 苦情の内容	
	(1) 苦情の趣旨	(20) 苦情事案6：平成20年8月16日付け 補正要求権の濫用。 H20.8.8付政法1097号と同日付千選管204号にて記載事項不明として補正要求
	(2) 苦情申出の理由等としては、おおむね次のとおりである。	ア 1枚の請求書に複数の担当課を記載して請求したが千葉県監査委員からは記載事項不明の補正要求はなかった。（不明ではないとして対象文書の特定をした。）H20.8.16付監査102号 イ 却下したいがためにあいかわらず補正要求権の濫用
	2 調査の概要	平成20年8月18日 苦情の申出書の受付け 平成20年12月2日 実施機関（千葉県知事、千葉県選挙管理委員会及び千葉県監査委員）への書面による調査 平成20年12月10日 実施機関（千葉県監査委員）から調査回答書受付け 平成20年12月16日 実施機関（千葉県選挙管理委員会）から調査回答書受付け 平成20年12月17日 実施機関（千葉県知事（政策法務課））から調査回答書受付け 平成21年1月13日 苦情処理調査部会で審議
	3 処理結果	(1) 本事案は、行政文書の開示請求書（以下「請求書」という。）の補正の求めに 関する苦情であると認められる。 (2) 苦情申出入（以下「申出入」という。）は、平成20年8月8日付政法第109 7号と同日付千選管第204号で、記載事項不明としての補正要求は、補正要求 権の濫用。千葉県監査委員からは記載事項不明の補正要求ではなく、不明ではない として対象文書の特定をした。却下したいがためにあいかわらず補正要求権の濫 用と主張する。 (3) 一方、実施機関のうち知事は、請求書のあて先に知事部局6課（所）を記載し

	<p>たものであり、また、請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄（以下「行政文書の件名欄」という。）には、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項第4号に規定する「行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であること及び一部に不明確な記載が認められたことから、①1つの担当課で補正を求めてることで、開示請求者の利便が図られると考えられること。②知事部局6課（所）からそれぞれ同じ内容の補正を求めるることは、担当課（所）の事務の負担となっていること。③補正を求める内容が同じであること。④当該請求書は、行政文書に係る事務又は事業の主体となっている担当課（所）は保険指導課と認められるが、当該請求書のあてに不明確な記載が認められ、総合窓口である政策法務課で補正を求めることが適当であると認められることから、平成20年8月8日付政法第1097号で不明確な部分について補正を求めたと説明する。</p> <p>(4) また、千葉県選挙管理委員会は、請求書の行政文書の件名欄に記載の不備が認められたこと、主観的な表現による記載でありその対象が不明確であること及び選挙に関する業務を所管する当委員会とは全く関連がない案件の開示請求と考えられたことから平成20年8月8日付千選管第204号で補正を求めたと説明する。</p> <p>(5) さらに、千葉県監査委員は、請求書の行政文書の件名欄の記載内容から、安房郡鋸南町の国民健康保険事業に関する文書の開示を求めるものとし、請求内容の文書を保有するとすれば、監査委員が所掌する定期監査事務の資料及び住民監査請求に関する文書の中に限られるとした。このため、本件請求に係る行政文書を保有しているかどうかを調査することが可能な記載であると判断し、補正を求めなかつたと説明する。</p> <p>なお、申出人は、平成20年8月16日付けと記載しているが、監査第102号の行政文書の発信年月日は平成20年8月14日であり、申出人の誤記と解すると説明する。</p> <p>(6) 請求書を確認したところ、あて先に千葉県選挙管理委員会、千葉県教育委員会、千葉県監査委員、千葉県知事（市分）（政法分）（総分）（知分）（保指分）（〇〇〇）との記載があり、〇〇〇については判読できないと認められた。</p> <p>(7) また、請求書の行政文書の件名欄に「安房郡鋸南町の国保会計で粉飾決算があっ〇〇〇がわかる一切の書類（国保料や基盤定安負担金の水増し請求に関する書類も含む。）」との記載があり、申出人の主觀を交えた記載及び〇〇〇については判読できないと認められ、さらに一部記載誤りと思われる記述も認められた。</p> <p>(8) 条例第7条第1項第4号では、開示請求書に、行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めている。また、同条第2項では、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定されており、実施機関の補正を求めた事務処理を補正要求権の濫用と認めることはできず、適正な事務処理であったことが認められる。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。</p> <p>(9) その他、申出人は、却下したいがためにあいかわらず補正要求権の濫用と主張するが、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。



第4号様式（第9条第1項）

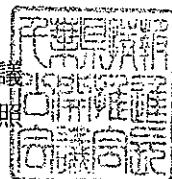
処理結果通知書

情公推第28号
平成21年2月12日

[REDACTED]
様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照



平成20年9月3日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので、通知します。

処理結果	1 苦情の内容
	(1) 苦情の趣旨 (20) 苦情事案7：平成20年9月3日付け ア 補正要求に応じても、補正を認めないで却下しようとしている。 イ 政策法務課が所有しない文書で関係ない文書を例示して却下しようとしている。 H20.8.25付政法1193号での補正要求は知事部局の権利の濫用である。
	(2) 苦情申出の理由等としては、おおむね次のとおりである。 ア H20.8.8付政法1097号での補正要求に応じているのにその内容を認めず、特定するに足りないと再度の政法からの補正要求をした。 イ 政法が所有していない文書が、例示文書でない（鋸南町一般会計の関係文書）のが明らかなのに、政法名で例示文書として却下させようとしている。
2 調査の概要	平成20年9月4日 苦情の申出書の受付け 平成20年12月2日 実施機関（政策法務課、市町村課）への書面による調査 平成20年12月17日 実施機関から調査回答書受付け 平成21年1月13日 苦情処理調査部会で審議
3 処理結果	(1) 本事案は、行政文書の開示請求書（以下「請求書」という。）の再補正の求めに関する苦情であると認められる。 (2) 苦情申出人（以下「申出人」という。）は、平成20年8月25日付け政法第1193号での補正要求は知事部局の補正要求権の濫用。H20.8.8付政法1097号での補正要求に応じているのにその内容を認めず、特定するに足りないと再度の政法からの補正要求をした。政法が所有していない文書が、例示文書でない（鋸南町一般会計の関係文書）のが明らかなのに、政法名で例示文書として却下させようとすると主張する。 (3) 一方、実施機関は、請求書のあて先に知事部局6課（所）を記載したものであり、また、請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄（以下「行政文書の件名欄」という。）には、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）

	<p>第7条第1項第4号に規定する「行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であること及び一部に不明確な記載が認められたことから、①1つの担当課で補正を求めてることで、開示請求者の利便が図られると考えられること。②知事部局6課(所)からそれぞれ同じ内容の補正を求めるることは、担当課(所)の事務の負担となっていること。③補正を求める内容が同じであること。④請求書では、行政文書に係る事務又は事業の主体となっている担当課(所)は保険指導課と認められるが、請求書のあてに不明確な記載が認められ、総合窓口である政策法務課で補正を求めることが適当であると認められることから、平成20年8月8日付政法第1097号で不明確な部分について補正を求めた。</p> <p>補正を求めたところ、行政文書の件名欄の不明確な箇所と記載誤りの箇所については補正がなされたが、それ以外の補正是なされなかった。行政文書の件名欄に申出人の主觀を交えた記載では、行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分と認められることから、平成20年8月25日付け政法第1193号で再度の補正を求めるることとし、その際、補正の参考となる情報を提供するため、知事部局の市町村課と保険指導課において例示できる文書を保有していることから、例示文書を示し再度の補正を求めた。</p> <p>なお、あて先の補正がなされなかつたことから、再度の補正の求めも政策法務課が行ったと説明する。</p> <p>(4) 申出人の回答書を確認したところ、行政文書の件名欄の不明確な箇所及び記載誤りの箇所については、補正がなされているが、それ以外については補正がなされていないことが認められた。</p> <p>(5) 条例第7条第1項第4号では、開示請求書に、行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めている。また、同条第2項では、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定されている。</p> <p>(6) また、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3-2-(4)では、提出された開示請求書に必要事項の記載漏れ(不鮮明な記載又は意味不明な記載を含む。)等の形式上の不備があるときは、開示請求者に対してその箇所の補正を求めることができる。この場合において、補正の参考となる情報の提供が必要と認められるときは、速やかに関係課(所)に照会する等により所要の情報の提供に努めると規定されており、実施機関が例示文書を示して再度補正を求めたことは、権利の濫用とは認められず、適正な事務処理であったことが認められ、政策法務課が知事部局を代表して補正を求めたことは、特段不適正な事務処理とは認められない。</p> <p>(7) さらに、条例第7条の解釈及び運用によれば、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求を却下することとなるとあり、実施機関の決定については、適正な事務処理であったことが認められる。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。</p> <p>(8) その他、申出人は、補正要求に応じても、補正を認めないで却下しようとしている及び政策法務課が所有しない文書で関係ない文書を例示して却下しようと主張するが、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

写

印

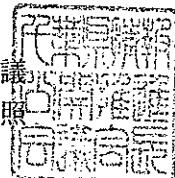
第4号様式（第9条第1項）

処理結果通知書

情公推第29号
平成21年2月12日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

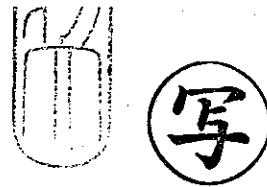


平成20年9月3日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので、
通知します。

処理結果	1 苦情の内容	(20) 苦情事案8 補正要求に応じても、補正を認めず却下処分 当初から却下を前提に補正要求をし、特定するに足りる記載でないとして却下、補正要求権の濫用 同じ内容の記載（同一請求書に複数の担当部署記載）について、監査委員からは、文字が不明との補正要求はないのに故意に不明であると補正要求し、尚特定するに足りる記載でないと故意に却下
	2 調査の概要	平成20年9月4日 苦情の申出書の受付け 平成20年12月2日 実施機関（千葉県選挙管理委員会）への書面による調査 平成20年12月2日 苦情申出人への書面による調査 平成20年12月6日 苦情申出人から調査回答書受付け 平成20年12月14日 実施機関から調査回答書受付け 平成21年1月13日 苦情処理調査部会で審議
	3 処理結果	(1) 本事案は、行政文書の開示請求書（以下「請求書」という。）の補正の求めに関する苦情であると認められる。 (2) 苦情申出人（以下「申出人」という。）は、補正要求に応じても、補正を認めず却下処分。当初から却下を前提に補正要求し、特定するに足りる記載でないとして却下、補正要求権の濫用。 (3) また、申出人は、書面による回答書で、苦情の対象となる事実は、H20.8.8付千選管204号であること。不都合な開示請求全てを情報公開窓口を中心とにかく却下することをしている。担当課の担当者でない者に何を請求したいのか不明とし、そのため市町村課職員は、まともな対応をしようとしていないと主張する。 (4) 一方、実施機関は、請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄（以下「行政文書の件名欄」という。）に記載の不備が認められたこと、主観的な表現による記載でありその対象が不明確であること及び選挙に関する業務を所管する当委員会とは全く関連がない案件の開示請求と考えられたことから、平成

	<p>20年8月8日付け千選管第204号で補正を求めた。</p> <p>申出人の、8月16日付でなされた回答では、脱字に対する補正のみで行政文書の特定がなされなかったため却下決定をしたものであると説明する。</p> <p>(5) 請求書及び回答書を確認したところ、行政文書の件名欄の不明確な箇所及び記載誤りの箇所については、補正がなされているが、それ以外の補正是なかったことが認められた。</p> <p>(6) 千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項第4号では、開示請求書に、行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めている。また、同条第2項では、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定されており、実施機関の事務処理を補正要求権の濫用と認めることはできず、適正な事務処理であったことが認められる。</p> <p>(7) さらに、条例第7条の解釈及び運用によれば、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求を却下することとなるとあり、実施機関の決定については、適正な事務処理であったことが認められる。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。</p> <p>(8) その他、申出人は、故意に却下と主張するが、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。



第4号様式（第9条第1項）

処理結果通知書

情公推第35号
平成21年2月26日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照



平成20年10月17日付け及び10月24日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	1 苦情の内容	(H20) 苦情 9 : 平成20年10月17日付け 開示請求したら、きちんとした事務手続きをしない。 県職員に不都合なことを隠ぺい、先送りを1年近く続けている。 却下通知への異議申立てを放置 (H20) 苦情10 : 平成20年10月24日付け 却下通知に対する異議申立てを放置 H20.9.30付公開審65号添付の理由説明書で検討中とし、H20.10.10付安整1064号で「少しでも早く行うよう努め」とし、不都合な情報開示を先送りするため、放置。公文書の改ざんをし続けている。
	2 調査の概要	平成20年10月17日 苦情申出書の受付け（苦情 9） 平成20年10月24日 苦情申出書の受付け（苦情 10） 平成20年12月11日 苦情の申出入への書面による調査（苦情 9・10） 平成20年12月15日 苦情申出入からの書面受付け（苦情 9・10） 平成20年12月19日 実施機関への書面による調査（苦情 9・10） 平成21年 1月 9日 実施機関から書面受付け（苦情 9・10） 平成21年 1月13日 苦情処理調査部会で審議（苦情 9・10） 平成21年 2月13日 苦情処理調査部会で審議（苦情 9・10）
	3 処理結果	(1) (H20) 苦情9 ア 苦情申出入（以下「申出入」という。）への調査の結果、苦情9は安房地域整備センターに対する苦情であることを確認した。 また、申出入は調査の回答において、「開示請求時に説明しても対象文書を特定できないとして却下。却下に対する異議申立てを放置。建築確認時のミスを隠す。H19.10.29に開示請求してから1年経過しても隠ぺい」等述べ、さらに実施機関が作成した異議申立てに係る不開示理由の理由説明書について「理由説明書の内容とは違う開示決定を変更するとした決定書が発行されグチャグチャになっている」と述

べているので、開示請求及び異議申立てに係る事務手続についての苦情と認められる。

イ 開示請求に係る事務について

(ア) 申出人は、前記アのとおり、「開示請求時に説明しても対象文書を特定できないとして却下」と述べている。

一方実施機関は、「文書の特定ができなかった請求については、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2項の規定により補正を求めるものは求め、事務手続を行っている。当初2件程度の行政文書開示請求についての文書の特定について申出人より相談を受けていたが、それ以降は特に受けていない。申出人から請求された行政文書開示請求については、開示請求書及び補正の回答書から対象となる行政文書を特定している。なお、部分開示決定通知書別紙及び開示しない部分の一部については誤りを認め、再開示決定及び追加開示決定を行って適正な事務の執行に努めている。」と説明する。

(イ) 実施機関の補正の求め及び回答書等を確認したところ、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、条例第7条第2項の規定により補正を行ったものであり、実施機関で補正を求めてなお行政文書が特定できず、開示請求書の不備が補正されなかつたため、当該請求を却下したものである。

よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。

ウ 異議申立てについて

(ア) 申出人は前記アのとおり「却下通知への異議申立てが放置されている」等述べている。

一方実施機関は、「申出人から提出された却下通知の異議申立てに対する事務処理については、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）へ意見照会を行っている」と説明している。

(イ) 実施機関から提出のあった意見照会書を確認したところ、平成20年4月21日付け安整第150号及び平成20年4月24日付け安整第168号で行った却下処分については、平成20年9月9日付け安整第876号により、平成20年5月16日付け安整第307号及び同日付け安整第308号で行った却下処分については平成20年11月26日付け安整第1240号によりそれぞれ審査会へ意見照会がされていることが認められた。

(ウ) 前記(イ)の意見照会の対象となる異議申立ては平成20年5月1日及び5月16日に提起されたものであり、特に平成20年5月16日に提起された異議申立ては、審査会への意見照会までに半年以上要していることが認められる。

開示決定等に係る異議申立てに対する審査会への諮問は、30日を標準的な処理期間としていることをかんがみると、実施機関は、却下処分に係る異議申立てについても迅速な処理を行うべきであった。

よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められ、今後の事務処理において改善すべきものと考える。したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。

エ 文書の隠蔽等について

(ア) 申出人は、前記1及び前記アのとおり、「県職員に不都合なことを隠ぺい、先送りを1年近く続けている、建築確認時のミスを隠す。H19.10.29に開示請求してから1年経過しても隠ぺい」等述べ

	<p>ている。</p> <p>一方実施機関は「申出人は、行政文書が全部開示にならないこと及び取消し再開示決定がなされたことについて述べていると思われる。行政文書が全部開示にならないことについては、対象文書に条例第8条第2号及び第3号に該当する箇所が有り部分開示が相当である。また、取消し再決定については誤りを一部認めたうえで再開示決定をしており、故意に隠蔽の事実は無く、先送りをしているものではない」と説明する。</p> <p>(イ) 実施機関から提出のあった開示決定等の通知書を確認したところ、平成19年10月29日付け、同年11月2日付け及び同年11月20日付け行政文書開示請求は、当初の開示決定等に対し平成20年5月9日付け安整第255号で取消し及び再決定を行ったことが認められる。さらに他の開示決定等と併せて平成20年10月22日付け安整第1082号の1から8で一部取消しがされ、同日付け安整第1094号から1101号及び安整第1104号から1107号で訂正及び追加の決定がされていることが認められたが、申出人が述べている隠蔽等の事実について、確認することはできなかった。</p> <p>しかしながら、今回の苦情は前記アで申出人が「理由説明書の内容とは違う開示決定を変更するとした決定書が発行されグチャグチャになっている」と述べていることから、実施機関の開示決定等に対する複数の取消し、訂正及び追加の決定がされたことについて不信感を抱いたため出されたものと考えられる。</p> <p>よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められ、今後の事務処理において慎重に行うよう、再発防止に努められたい。したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>(2) (H20) 苦情10</p> <p>苦情申出書及び申出人への調査から、「却下通知に対する異議申立てを放置、不都合な情報開示を先送りするため、放置」等述べており、苦情9と同趣旨の開示請求及び異議申立てに係る事務手続についての苦情と認められる。</p> <p>よって、情報公開推進会議の判断は、前記(1)イ(イ)、ウ(ウ)及びエ(イ)のどおりである。</p>
調査委員	井上隆行 光延忠彦

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。



情公推第36号
平成21年2月26日

千葉県知事 堂本 晓子 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照



千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

のことについて、平成20年12月29日付け情公推第19号で通知し、同日付けで実施した苦情調査について、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

(1) 苦情9（平成20年10月17日分）

開示請求したら、きちんとした事務手続きをしない。

県職員に不都合なことを隠ぺい、先送りを1年近く続けている。

却下通知への異議申立てを放置

(2) 苦情10（平成20年10月24日分）

却下通知に対する異議申立てを放置

H20.9.30付公開審65号添付の理由説明書で検討中とし、H20.

10.10付安整1064号で「少しでも早く行うよう努め」とし、不都合な情報開示を先送りするため、放置。公文書の改ざんをし続けている。

2 調査結果の概要

(1) 苦情9

ア 開示請求に係る事務について

(ア) 苦情申出人（以下「申出人」という。）は「開示請求時に説明しても対象文書を特定できないとして却下」と述べている。

一方実施機関は、「文書の特定ができなかった請求については、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2項の規定により補正を求めるものは求め、事務手続を行っている。当初2件程度の行政文書開示請求についての文書の特定について申出人より相談を受けていたが、それ以降は特に受けていない。申出人から請求された行政文書開示請求については、開示請求書及び補正の回答書から対象となる行政文書を特定している。なお、部分開示決定通知書別紙及び開示しない部分の一部については誤りを認め、再開示決定及び追加開示決定を行って適正な事務の執行に努めている。」と説明する。

(イ) 実施機関の補正の求め及び回答書等を確認したところ、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、条例第7条第2項の規定により補正を行ったものであり、実施機関で補正を求めてなお行政文書が特定できず、開示請求書の不備が補正されなかつたため、当該請求を却下したものである。

よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。

イ 異議申立てについて

(ア) 申出人は「却下通知への異議申立てが放置されている」等述べている。

一方実施機関は、「申出人から提出された却下通知の異議申立てに対する事務処理については、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）へ意見照会を行っている」と説明している。

(イ) 実施機関から提出のあった意見照会書を確認したところ、平成20年4月21日付け安整第150号及び平成20年4月24日付け安整第168号で行った却下処分については、平成20年9月9日付け安整第876号により、平成20年5月16日付け安整第307号及び同日付け安整第308号で行った却下処分については平成20年11月26日付け安整第1240号によりそれぞれ審査会へ意見照会がされていることが認められた。

(ウ) 前記(イ)の意見照会の対象となる異議申立ては平成20年5月1日及び5月16日に提起されたものであり、特に平成20年5月16日に提起された異議申立ては、審査会への意見照会までに半年以上要していることが認められる。

開示決定等に係る異議申立てに対する審査会への諮問は、30日を標準的な

処理期間としていることをかんがみると、実施機関は、却下処分に係る異議申立てについても迅速な処理を行うべきであった。

よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められる。

ウ 文書の隠蔽等について

- (ア) 申出人は、「県職員に不都合なことを隠べい、先送りを1年近く続けている、建築確認時のミスを隠す。H19.10.29に開示請求してから1年経過しても隠べい」等述べている。

一方実施機関は「申出人は、行政文書が全部開示にならないこと及び取消し再開示決定がなされたことについて述べていると思われる。行政文書が全部開示にならないことについては、対象文書に条例第8条第2号及び第3号に該当する箇所が有り部分開示が相当である。また、取消し再決定については誤りを一部認めたうえで再開示決定をしており、故意に隠蔽の事実は無く、先送りをしているものではない」と説明する。

- (イ) 実施機関から提出のあった開示決定等の通知書を確認したところ、平成19年10月29日付け、同年11月2日付け及び同年11月20日付け行政文書開示請求は、当初の開示決定等に対し平成20年5月9日付け安整第255号で取消し及び再決定を行ったことが認められる。さらに他の開示決定等と併せて平成20年10月22日付け安整第1082号の1から8で一部取消しがされ、同日付け安整第1094号から1101号及び安整第1104号から1107号で訂正及び追加の決定がされていることが認められたが、申出人が述べている隠蔽等の事実について、確認することはできなかった。

しかしながら、今回の苦情は申出人が「理由説明書の内容とは違う開示決定を変更するとした決定書が発行されグチャグチャになっている」と述べていることから、実施機関の開示決定等に対する複数の取消し、訂正及び追加の決定がされたことについて不信感を抱いたため出されたものと考えられる。

よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められる。

(2) 苦情10

苦情申出書及び申出人への調査から、「却下通知に対する異議申立てを放置、不都合な情報開示を先送りするため、放置」等述べており、苦情9と同趣旨の苦情開示請求及び異議申立てに係る事務手続についての苦情と認められる。よって、当部会の判断は、前記(1)ア(イ)、イ(ウ)及びウ(イ)のとおりである。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

調査の結果、意見照会の対象となる異議申立てでは平成20年5月1日及び5月16日に提起されたものであり、特に平成20年5月16日に提起された異議申立ては、審査会への意見照会までに半年以上要していることが認められる。

開示決定等に係る異議申立てに対する審査会への諮問は、30日を標準的な処理期間としていることをかんがみると、情報公開に関する事務処理としては不適正なものであり、是正されるべきものと考える。

また、開示決定等の誤りにより、複数の開示決定等の一部取消し、訂正及び追加の決定がされた事実があったことは、情報公開に関する事務処理としては不適正なものであり、是正されるべきものと考える。

実施機関においては、このような事務処理が繰り返されることのないよう、再発防止に努められたい。

※ 苦情の番号は苦情調査の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

情公推第38号
平成21年3月6日

千葉県知事 堂本 晓子 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一郎



処理結果通知書等の字句の訂正について

平成21年2月26日付け情公推第36号で通知した千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）について、一部に誤記がありましたので、下記のとおり訂正します。

記

1 2 (1) イ (ウ) 及び3のうち

「平成20年5月16日」を「平成20年5月18日」に訂正(2か所)

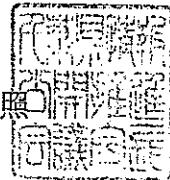
2 2 (2) のうち

「ウ (ウ) 」を「ウ (イ) 」に訂正

情公推第38号
平成21年3月6日

[REDACTED] 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一郎



処理結果通知書等の字句の訂正について

平成21年2月26日付け情公推第35号で通知した処理結果通知書及び千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）（写）の一部に誤記がありましたので、下記のとおり訂正します。

記

- 1 平成21年2月26日付け情公推第35号処理結果通知書
 - 3 (1) ウ(ウ)のうち
「平成20年5月16日」を「平成20年5月18日」に訂正(2か所)
- 2 平成21年2月26日付け千葉県知事の情報公開に係る事務について(通知)
 - (1) 2 (1) イ(ウ)及び3のうち
「平成20年5月16日」を「平成20年5月18日」に訂正(2か所)
 - (2) 2 (2) のうち
「ウ(ウ)」を「ウ(イ)」に訂正